

令和7年度 南丹市区長会資料

ページ	件 名	担当部署	連絡先
1	1 令和7年国勢調査	総務課	0771-68-0002
3	2 令和7年度公衆防犯灯設置要望【5/30 締切】		
7	3 令和7年度公衆防犯灯更新補助金【5/30 締切】		
11	4 消防施設等整備事業補助金【5/30 締切】	危機管理課	0771-68-0021
21	5 自主防災組織の認定及び活動補助金		
31	6 地区遠隔制御装置の運用		
45	7 災害発生時等の避難所の取扱い		
47	8 令和7年度南丹市自治振興補助金	地域振興課	0771-68-0019
51	9 認可地縁団体の告示事項変更届		
63	10 区からの要望書【6/30 締切】		
65	11 民生児童委員一斉改選	福祉相談課	0771-68-0023
67	12 南丹市災害時要配慮者支援台帳の引継ぎ		
69	13 令和7年度赤十字運動月間		
71	14 令和7年度赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金		
73	15 高齢者地域交流支援事業補助金【12/19 締切】	高齢福祉課	0771-68-0006
81	16 ふるさと南丹応援交付金	商工観光課	0771-68-1008
83	17 南丹市管理道路・河川等清掃経費補助金	建設整備課	0771-68-0051
85	18 府民協働型インフラ保全事業【5/30 締切】		

※主な申請様式については、南丹市のホームページに掲載しています。

「ホーム→まちづくり→協働のまちづくり→市民参加と協働の推進に関する法令・実施計画
→各種制度の様式集（区長会資料）」

https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/town/127/001/000/index_91143.html



市ホームページ

令和7年国勢調査の実施について

国勢調査は統計法に基づいて実施される国の最も基本的な統計調査で、日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的として、大正9年以来5年ごとに行われています。今回の国勢調査は、22回目の調査となり令和7年10月1日を調査期日として実施されます。

国勢調査の調査員については、地域の事情に精通した方が望ましいことから、区長様を通じて各行政区から調査員の推薦をお世話になりたく予定しています。正式な調査員の推薦依頼は、5月中旬頃に行いますが、あらかじめ、お知らせ並びにお願い申し上げます次第です。

1. 調査員の推薦依頼人数等について

調査員1人あたりの受け持ち調査世帯は、地域により多少がありますが、概ね70～100世帯で調査区域を設定します。調査区域は現在調整中であり、行政区ごとの調査員の推薦依頼人数についても調整中です。

2. 調査員の主な仕事について

- 1) 調査員事務打合せ会への出席
- 2) 調査書類の配布
- 3) 「回答確認リーフレット」の配布・調査票の回収
- 4) 調査票未提出世帯の特定及び調査票の回収
- 5) 調査書類の確認・記入、整理及び提出

主な提出書類は「調査票」「調査世帯一覧」「調査区要図」

- 6) その他、附帯する事務

3. 調査員報酬について

調査終了後、調査対象数により算定した調査員報酬をお支払いします。

以上

〔 担当：総務課行政係
TEL：0771 - 68 - 0002 〕

令和7年度 公衆防犯灯設置要望について

区長会資料／総務課

公衆防犯のための街灯について、下記により設置要望（新設のみ）を受け付けます。

1. 設置する要件

- (1) 区において、設置後の維持管理（電気代の支払・修繕等）を行えること。
- (2) 区において、設置に関する合意と設置柱地権者の承諾が得られていること。
※地権者等と問題が生じて、市は一切責任を負いかねます。

2. 設置する防犯灯

設置柱	関西電力柱・NTT柱への設置が基本 ※区において、専用柱を設置して維持管理できるものは対象とします。 ※専用柱を設置する場合、官地であっても地権者の承諾が必要です。
防犯灯	LED灯10W（蛍光灯20W相当の明るさ）の新設が基本 ※既設防犯灯（街路灯含む）から25m以内の新設は原則行いません。
設置時期	10～12月の予定（点灯開始は関西電力の都合で遅れる場合があります。） ※要望書受付後、必要度等を検討の上、予算の範囲内で設置します。

3. 要望の手続き

提出書類	①公衆防犯灯設置要望書 ②位置図（住宅地図等に要望箇所を図示）
提出期日	令和7年5月30日（金）
提出先	南丹市総務部総務課または各支所総務課

4. 設置決定後の手続き

設置決定	要望書受付後、市から区へ設置の可否を通知
その他 留意事項	設置位置によっては、国や府、市の占用許可が必要な場合があります。 許可手続き等が必要な場合は、別途、ご連絡させていただきます。

5. 移転・廃止

原則認めませんが、やむを得ない場合は市に連絡の上、区において実施してください。

6. その他

区長様のお名前や電話番号など要望書等に記載された情報は、施工業者に提供しますので、予めご了承願います。この情報を本工事以外の目的で使用することはありません。

お問合せ先：総務課（電話68-0002）

南丹市長 様

地区名
 代表者名 ㊟
 電話番号

令和7年度 公衆防犯灯設置要望書

令和7年度における公衆防犯灯設置要望は、次のとおりです。

要望 順位	設置要望箇所	電柱番号	電灯維持団体名	備考 (防犯灯の向き)
記入例	●●町□□▲▲番地 □□公民館の南側	南丹1北1	□□区	向きを北側に

◎位置図も提出してください。

令和7年度 公衆防犯灯更新補助金について

区長会資料/総務課

交通安全、公衆防犯のための街灯について、下記により従来の防犯灯をLED防犯灯に更新する場合に補助金を交付します。

1. 補助金の交付対象要件

- (1) 各区において、維持管理（電気代の支払・修繕等）を行っている防犯灯の器具更新であること。
- (2) 従来の防犯灯（白熱灯、蛍光灯、水銀灯等）をLED防犯灯に更新するものであること。
- (3) 更新する防犯灯は照度基準クラスBの明るさを確保できる防犯灯であること。
- (4) 従来の防犯灯の撤去費、処分費は、含まないこと。

2. 補助率について

補助率	2分の1	
補助上限	10,000円/1灯	※対象事業費に補助率（1/2）を乗じた額が10,000円を超えた場合、補助金は10,000円となります。

3. 申請手続きについて

提出書類	①【様式第1号】南丹市公衆防犯灯更新補助金交付申請書 ② 見積書（依頼業者の任意様式で可） ③ 位置図（住宅地図等に箇所を図示）	各1部
提出期日	令和7年5月30日（金）	
提出先	南丹市総務部総務課または各支所総務課	

4. 申請後の手続きについて

交付決定	申請書受付後、市において審査し、各区へ「交付決定通知」を送付します。
------	------------------------------------



実績報告	交付決定後、各区においては、事業実施（器具更新）いただき、工事及び代金の支払いが完了した日から15日以内に実績報告書を提出してください。	
提出書類	①【様式第5号】南丹市公衆防犯灯更新補助金実績報告書 ② 領収書の写し ③ 完了写真（設置した防犯灯ごとに全体と、電柱番号のわかるものを1枚以上）	



裏面に続く

交付確定	実績報告受付後、市において審査し、各区へ「交付確定通知」を送付します。
↓	
補助金の 請求	交付確定通知を受けられた後、各区においては、南丹市に対して、区長名にて補助金の「請求書」を提出してください。
提出書類	①【様式第7号】請求書
↓	
補助金の 交付	請求書受理後、市から速やかに補助金を交付します。

5. 申請事項の変更等について

交付決定を受けた後に、事業内容の変更を行いたい場合には、【様式第3号】南丹市公衆防犯灯更新補助金変更届出書により事前に届け出てください。

6. 交付決定等について

各区からの申請多数の場合、予算の関係から、申請をいただいた全ての個数について補助採択させていただくことができない場合もございますのでご了承ください。

また、区内で年次計画を立てて更新いただくなど、複数年度にわたる計画的な更新もご検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。

7. その他

その他、交付申請手続き等についてご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問合せ先：総務課（電話68-0002）

年 月 日

南丹市長 様

区名

区長名

印

令和7年度 南丹市公衆防犯灯更新補助金交付申請書

南丹市公衆防犯灯更新補助金交付要綱第4条の規定により補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 _____ 円

2. 補助金算出の内訳

更新対象公衆防犯灯数①	灯
更新対象防犯灯が設置されている電柱の番号 ※優先する順番に記載してください。 (例：①南丹47N1、②南丹50W2、・・・) 別紙に記載していただいても結構です。	
取換工事に要する経費②	円
補助金額 (②÷①×1/2 (100円未満切捨) ×①の灯数、又は①の灯数×10,000円の額のいずれか低い方の額)	円

3. 添付書類

- ・見積書
- ・位置図（更新予定の公衆防犯灯の位置がわかるもの）

消防施設等整備補助事業の手順

■ 提出先 市役所危機管理課 電話 68-0021

済 ※次年度の予算要求に向けて（事業費がおおむね200万円以上）
要望調書

（新年度4月）区長会で概要説明

5月30日（金）〆切（以降も予算の範囲内で随時受付）

①補助金交付申請書

◎添付書類

見積書、参考資料（図面、写真、カタログなど）

※ただし、要望調書に添付いただいている場合は不要

②補助金交付決定通知

③発注・工事着手



④納品・工事完了

⑤代金支払い

⑥完了実績報告書

◎添付書類

完成写真、契約書写し、納品書写し、領収書写し（業者への支払いが確認できるもの）、請求書等

⑦補助金交付金確定通知

⑧補助金振込み

※9月30日頃期限

令和8年度の予算要求に向けて（事業費がおおむね200万円以上）

要望調書

令和6年度

令和7年度

地元区・消防団・自主防災組織

南丹市危機管理課

補助対象となる消防施設等			整備方法	補助事業者	補助率
消防水利	防火水槽 防火貯水池	躯体の有蓋化工事（附帯工事含む）	改修	自治会	事業費の8/10以内
		上記以外の躯体工事	改修 修繕		
		表示板・フェンス	新設 改修 修繕		
	消防道（河川管理者の許可があった場合に限る）	新設 改修 修繕			
	消火栓器具	ホース・管そう・開閉金具・スタンドパイプ・格納箱・表示板	購入		
消防施設	消防詰所・消防車両庫・ポンプ格納庫・サイレン設備・警鐘台・火の見櫓・ホース乾燥柱・土嚢用砂置場・防災備蓄倉庫		新設 改修 修繕	自治会 消防団	事業費の4/10以内 ただし、自主防災組織の申請にあつては、事業費の5/10以内とする。
消防用品	消防団用品	ヘルメット・長靴・脚絆・防寒着・ トランシーバー・投光機・詰所提灯・ 操法火点・簡易水槽・救急工具・救急救護用品・ 拡声器・懐中電灯・その他防災用品	購入	自治会 消防団	
	自主防災用品	ヘルメット・長靴・救急工具・救急救護用品・ 拡声器・懐中電灯・その他防災用品	購入	自主防災組織	
その他	補助対象となる消防施設、設備、備品の盗難防止のための設備		新設 改修 購入	自治会 消防団 自主防災組織	事業費の8/10以内
	市長が特に必要と認めたもの				

様式第1号(第4条関係)

令和7年 月 日

南丹市長 西村良平様

区名

区長名

印

令和7年度消防施設等整備事業補助金交付申請書

令和7年度において、下記のとおり事業を実施したいので、南丹市消防防災施設等整備事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

事業内容	
着工予定年月日	
完了予定年月日	
総事業費	円
補助金交付申請額	円
添付書類	事業予定箇所図、箇所写真、見積書、 その他事業内容説明図書

令和 7 年 5 月 3 0 日

記入例

南丹市長 西 村 良 平 様

区名 ○○区

区長名 △△△ □□□ (印)

令和 7 年度消防施設等整備事業補助金交付申請書

令和 7 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、南丹市消防防災施設等整備事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

事業内容	消火栓用ホース 2本
着工予定年月日	令和 7 年 7 月 1 日
完了予定年月日	令和 7 年 7 月 15 日
総事業費	50,600 円
補助金交付申請額	20,200 円
添付書類	事業予定箇所図、箇所写真、見積書、 その他事業内容説明図書

総事業費に別表の補助率を掛けた額を記入してください。
100 円未満の端数は切り捨てです。

令和8年度南丹市消防防災施設等整備事業補助金要望調書

南丹市総務部危機管理課長 様

年 月 日

申請者 区長



連絡先 (電話)

(携帯電話)

No.	事業内容	実施時期	事業費(円)	備考
計				

- 注1) 次年度に200万円以上の事業の予定がある場合は本要望調書を提出してください。
 注2) 予定調書を提出いただきましてから、次年度に交付申請を中止いただいても構いません。
 注3) 提出時は、事業内容が分かる資料を添付してください(見積書等は交付申請時に添付)。
 注4) 提出期限は、令和7年9月30日(火)です。

令和8年度南丹市消防施設等整備事業補助金要望調書

南丹市総務部危機管理課長 様

令和7年9月30日

申請者 ○○区長 ○○○○

印

連絡先（電話）

（携帯電話）

No.	事業内容	実施時期	事業費	備考
1	消火栓ボックス 3セット	令和8年8月	○○○, ○○○円	見積書写添付 カタログ添付
2	警鐘台改修	令和8年8月	○○○, ○○○円	見積書写添付
3	消防詰所修繕(屋根瓦葺き替え)	令和8年8月	○○○, ○○○円	見積書写添付
4	既存防火水槽の有蓋化工事	令和9年1月	○○○, ○○○円	見積書写添付
計			○○○, ○○○円	

注1) 次年度に200万円以上の事業の予定がある場合は本要望調書を提出してください。

注2) 予定調書を提出いただきましてから、次年度に交付申請を中止いただいても構いません。

注3) 提出時は、事業内容が分かる資料を添付してください(見積書等は交付申請時に添付)。

注4) 提出期限は、令和7年9月30日(火)です。

5 【自主防災組織の認定及び活動補助金】

自主防災組織の認定及び活動補助金の概要について

(1) 自主防災組織認定制度について

南丹市が、自主防災組織を積極的に支援し連携するため、一定の条件を満たす団体を自主防災組織として認定し、その活動に対して補助金を交付し支援しています。認定に必要な書類は以下のものです。

- ・ 自主防災組織認定申請書

(添付書類) 自主防災組織の規約(写)、組織図、組織の役割分担及び役割人数等活動内容がわかるもの、災害時緊急連絡先、一時避難所概要書(所在地、連絡先及び収容人数の記載があるもの)

※代表者変更等、届出事項に変更が生じた際は、「自主防災組織変更届」(様式第3号)をご提出ください。

(2) 自主防災組織育成事業補助金について

自主防災組織の活動に対する補助金の交付に関し、次のとおり補助制度を設けています。

補助金額	上限30,000円 (ただし、研修の受講に要する経費にあつては、1人当たり40,000円)	1団体年度1回限り (ただし、研修の受講にあつては、この限りでない。)
補助率	3分の2以内	

この補助制度を活用するには、自主防災組織として認定を受けている必要があります。対象となる自主防災組織の活動は、防災意識の向上を目的とする啓発活動、防災訓練などの訓練活動、防災知識の向上を目的とする研修会、研修の受講等です。

交付申請に必要な書類は以下のものです。

- ・ 自主防災組織育成事業補助金交付申請書

(添付書類) 地域防災活動事業計画書、見積書その他事業費の内訳(経費の内容がわかる書類)、その他補助金を受けようとする事業の説明資料

(3) 消防防災施設等整備事業補助金の補助率が上乘せされます。

自主防災組織として認定を受けると、通常補助率4/10以内から5/10以内になります。(自治会、消防団が申請する場合は補助率4/10以内の従来通り)補助対象事業費に違いはありません。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

南丹市長 様

団体名（自治会等名）

代表者名

㊟

自主防災組織認定申請書

下記のとおり、自主防災活動の体制が整いましたので、自主防災組織として認定くださるよう南丹市自主防災組織認定要綱第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

組 織 名	
代 表 者 名	
代 表 者 住 所	南丹市
代 表 者 連 絡 先	自宅電話 携帯電話

（添付書類）

- (1) 自主防災組織の規約の写し
- (2) 組織図
- (3) 組織の役割分担及び役割人数等活動内容がわかるもの
- (4) 災害時緊急連絡先
- (5) 一時避難所概要書（所在地、連絡先及び収容人数の記載があるもの）

代表者が代わられた際もご提出ください。
区長が代表者で、区長が代わられた場合も提出ください。

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

南丹市長 様

団体名（自主防災組織名）

代表者名

⑩

連絡先

自主防災組織変更届

下記のとおり自主防災組織に変更がありましたので、南丹市自主防災組織認定要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて提出します。

記

変更内容	
変更理由	
変更年月日	年 月 日
添付書類	
摘 要	

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

南丹市長 様

（申請者） 団体名
代表者名 ⑩
連絡先

自主防災組織育成事業補助金交付申請書

南丹市自主防災組織育成事業補助金の交付を受けたいので、南丹市自主防災組織育成事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類 (1)地域防災活動事業計画書
(2)見積書その他事業費の内訳（経費の内容がわかる書類）
(3)その他補助金を受けようとする事業の説明資料

様式第2号（第5条関係）

地域防災活動事業計画書

（金額単位：円）

活動内容	実施予定 時 期	参加予定 人 数	事業実施に要する経費		
			品名等	金 額	うち補助 対象経費
合 計					

※活動ごとに区分して記入してください。

地区遠隔制御装置の運用について

地区放送の管理責任者

地区放送管理者

- ❖ 地域振興会にあつては、地域振興会長。
- ❖ 小中学校にあつては、学校長。
- ❖ 区にあつては、区長。

放送にあたっての留意事項

放送上の原則

- ❖ できる限り簡潔で短時間の放送とすること。
- ❖ 放送の冒頭に区名等を付し、放送元を明らかにすること。
例) こちらは〇〇区です。～放送内容～以上で〇〇区からの放送を終わります。
- ❖ 放送上での誤りを知ったときには、直ちに訂正の放送をすること。

放送禁止時間

- ❖ 正午、午後 5 時及び午後 7 時 30 分から午後 8 時の間は放送してはならない。
注) 午後 7 時 30 分から午後 8 時は、必要に応じて南丹市からの広報をします。
- ❖ 災害発生時の使用を考慮して 24 時間の放送を可能としているが、一般のお知らせ放送について深夜及び早朝の時間帯は避けること。

放送ができる事項

- ❖ 災害の場合等で、区民等に対し緊急に伝達を必要とするもの。
- ❖ 区内等の公共的な連絡事項。

放送禁止事項

- ❖ 営利宣伝活動、宗教活動、選挙活動及び政治活動の係る事項。
- ❖ その他、公に対して放送することが相応しくない事項。

その他事項

放送の記録

- ❖ 地区放送管理者は、放送を行なった場合には地区放送記録簿に記録をすること。

設置の変更等

- ❖ 地区放送管理者は、地区遠隔制御装置の設置場所又は地区放送管理者を変更した場合には市に届出をすること。
- ❖ 移設に係る費用については、当該区等の負担とする。

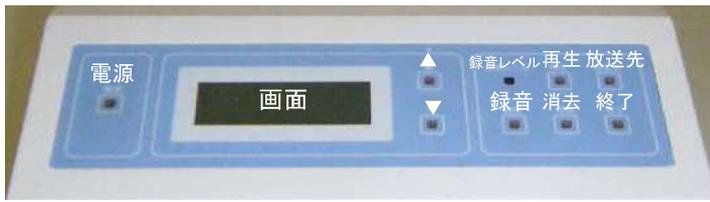
様式第1号(第7条関係)

地 区 放 送 記 録 簿

区 等 の 名 称		
地区放送 管 理 者	住 所	南丹市
	氏 名	
	電話番号	
地区遠隔制御装置 設 置 箇 所		南丹市
放 送 年 月 日	放 送 時 刻	放 送 事 項
年 月 日	～	
年 月 日	～	
年 月 日	～	
年 月 日	～	
年 月 日	～	
年 月 日	～	
年 月 日	～	
年 月 日	～	
年 月 日	～	
年 月 日	～	
年 月 日	～	
年 月 日	～	
年 月 日	～	

予約放送を行う場合

放送先指定無し



地区遠隔制御端末



電話機

①

【電源】ボタンを押し、電源を入れてください。
(中のランプが緑色に点灯する事を確認してください)

画面に「接続中です。・・・」と表示されます。この時、受話器からは「プププ・・・」という音が聞こえます。

②

しばらくすると回線がつながり、受話器から「メインメニューです・・・」と聞こえます。
※電話がつながった状態です。
(ここから通話料がかかります)

③

画面に「録音、月日、↓、終了」と表示されます。

④

ダイヤルボタンで放送日を入力してください。
例：4月1日 → 0401

間違えた場合、【*】を押しやり直してください。よろしければ、【#】を押ししてください。

⑤

ダイヤルボタンで放送時間を入力してください。
例：午後7時5分 → 1905

間違えた場合、【*】を押しやり直してください。よろしければ、【#】を押ししてください。

登録が予約されます。同時刻に登録予約がある場合は、その放送が終了した後(約2分後)の時刻で登録されます。

⑥

【録音】ボタンを押ししてください。
※受話器は切らずにそのまま。音声案内の途中でも問題ありません。

⑦

受話器から、「録音を開始します・・・ピッ」と聞こえたら、電話で話す時と同様に、放送内容をお話してください。
※録音可能時間は2分です。録音が始まると「あと〇分〇〇秒」と画面に表示されます。また、同時に録音レベルを表示します。

※録音レベルの表示内容については「即時放送を行う場合」の⑤を参照してください

裏面へつづく

⑧

話し終わったら、
【終了】ボタンを押してください。

⑨

画面に「再生、録音、消去」と表示されます。

録音内容を確認する時は、
【再生】ボタンを押してください。
消去する時は、
【消去】ボタンを押してください。
録音をやり直す時は、④からやり直してください。

⑩

録音した内容によければ、
電話機のダイヤル
【#】ボタンを押してください。
(音声案内の途中でも問題ありません)

※録音した内容の
前に上りチャイム
後に下りチャイム
が入ります。

※ この操作を行うと、装置は放送の登録作業に入ります。

⑪

正常に登録されると画面に「登録しました」と表示されます。

同時刻に他の放送が登録されている場合、他の放送の後に登録されます。画面には登録した日時が表示されます。

※既に登録されている放送の終了時間の2分後に登録されます。

正常に登録できなかった場合、画面に「登録できませんでした。」と表示し、③に戻ります。

※登録できない条件

- ・即時放送が10件以上重なった時。
- ・登録しようとした時刻に放送が重複していて、1時間以内に登録できない時。
- ・同様に、当日中に登録出来ない時。

⑫

受話器を置いて、【電源】ボタンを押し、ランプを消してください。

時刻指定放送の消去方法

③の画面時に【▼】ボタンを押すと、登録されているプログラムの時間が表示されます。

消去したいプログラムの日時が表示されたら【消去】ボタンを押してください。

消去ボタン

「消去しました。」と表示されれば、消去完了です。

※ 放送予定時刻の5分前からは消去できません。

即時放送を行う場合

放送先指定無し



地区遠隔制御端末



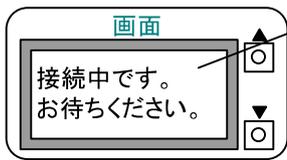
電話機

#

①



【電源】ボタンを押し、電源を入れてください。
(中のランプが緑色に点灯する事を確認してください)



画面に「接続中です。・ ・ ・」と表示されます。この時、受話器からは「ププププ・ ・ ・」という音が聞こえます。

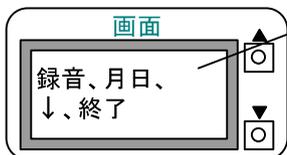
②



しばらくすると回線がつながり、受話器から「メインメニューです・ ・ ・」と聞こえます。

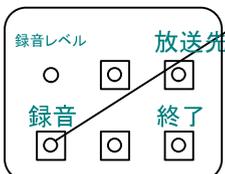
※電話がつながった状態です。
(ここから通話料がかかります)

③



画面に「録音、月日、↓、終了」と表示されます。

④



【録音】ボタンを押してください。
※受話器は切らずにそのまま。音声案内の途中でも問題ありません。

⑤



受話器から、「録音を開始します・ ・ ・ピツ」と聞こえたら、電話で話す時と同様に、放送内容をお話してください。

※録音可能時間は2分です。
録音が始まると「あと〇分〇〇秒」と画面に表示されます。また、同時に録音レベルを表示します。



無音状態



録音レベルが低い状態です。声を大きくしてください。



適正レベルです。



適正レベルです。



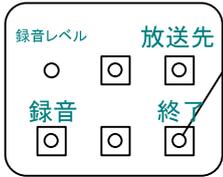
適正レベルです。



録音レベルが高い状態です。声を小さくしてください。

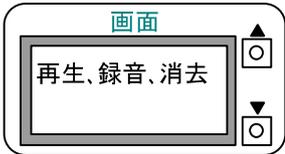
裏面へつづく

⑥



話し終わったら、
【終了】ボタンを押して
ください。

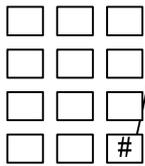
⑦



画面に「再生、録音、消去」と表示されます。

録音内容を確認する時は、
【再生】ボタンを押してください。
消去する時は、
【消去】ボタンを押してください。
録音をやり直す時は、④からやり直して
ください。

⑧

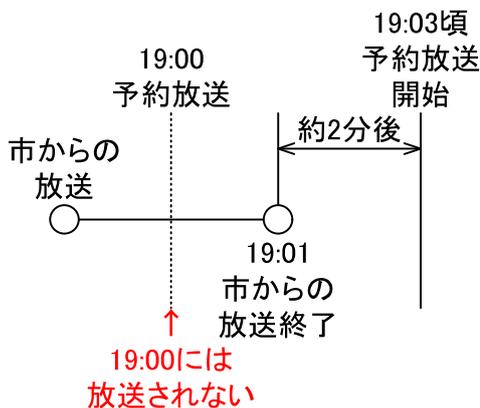


録音した内容でよければ、
電話機のダイヤル
【#】ボタンを押してください。
(音声案内の途中でも問題あり
ません)
※録音した内容の
前に上りチャイム
後に下りチャイム
が入ります。

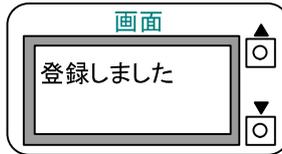
※ この操作を行うと、装置は放送の登録作業
に入ります。
即時放送は、放送を中止することができま
せんのでご注意ください。

※予約放送及び即時放送時の注意

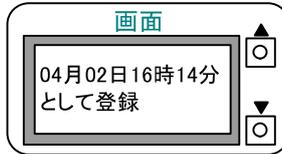
1. 予約された時間の前に市からの放送が
入った場合、予約した時間に放送されず、
市からの放送が終了した約2分後に放送
されます。



⑨

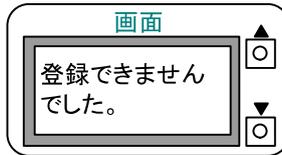


正常に登録されると画面に
「登録しました」と表示され、約1分後に放送
を開始します。



同時刻に他の放送が登録
されている場合、他の放送の
後に登録されます。
画面には登録した日時が表示
されます。

※既に登録されている放送の終了時間の2分後に
登録されます。



正常に登録できなかった場合、
画面に
「登録できませんでした。」
と表示し、③に戻ります。

※登録できない条件

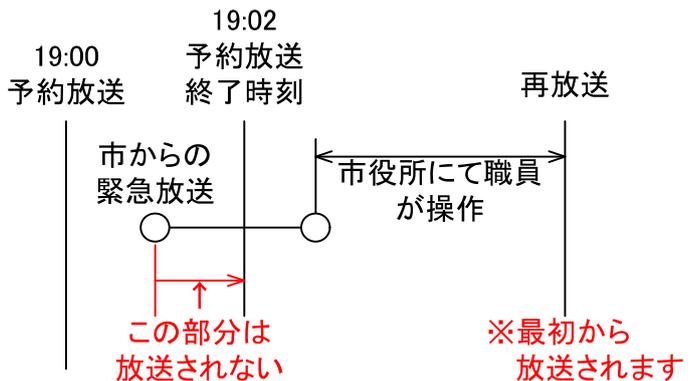
- ・即時放送が10件以上重なった時。
- ・登録しようとした時刻に放送が重複していて、
1時間以内に登録できない時。
- ・同様に、当日中に登録できない時。

⑩



受話器を置いて、【電源】ボタンを
押し、ランプを消してください。

2. 予約放送を放送中に、市からの緊急放送が
入った場合、放送中の予約放送は止まります。
(緊急の放送が優先されます)
この場合、市役所で職員が操作を行い、再放送
を行います。
(夜間等、職員が市役所にいない場合、再放送
する時間が遅くなる可能性があります)



南丹市長 様

区等の名称

地区放送管理者

住 所 南丹市

氏 名



電話番号

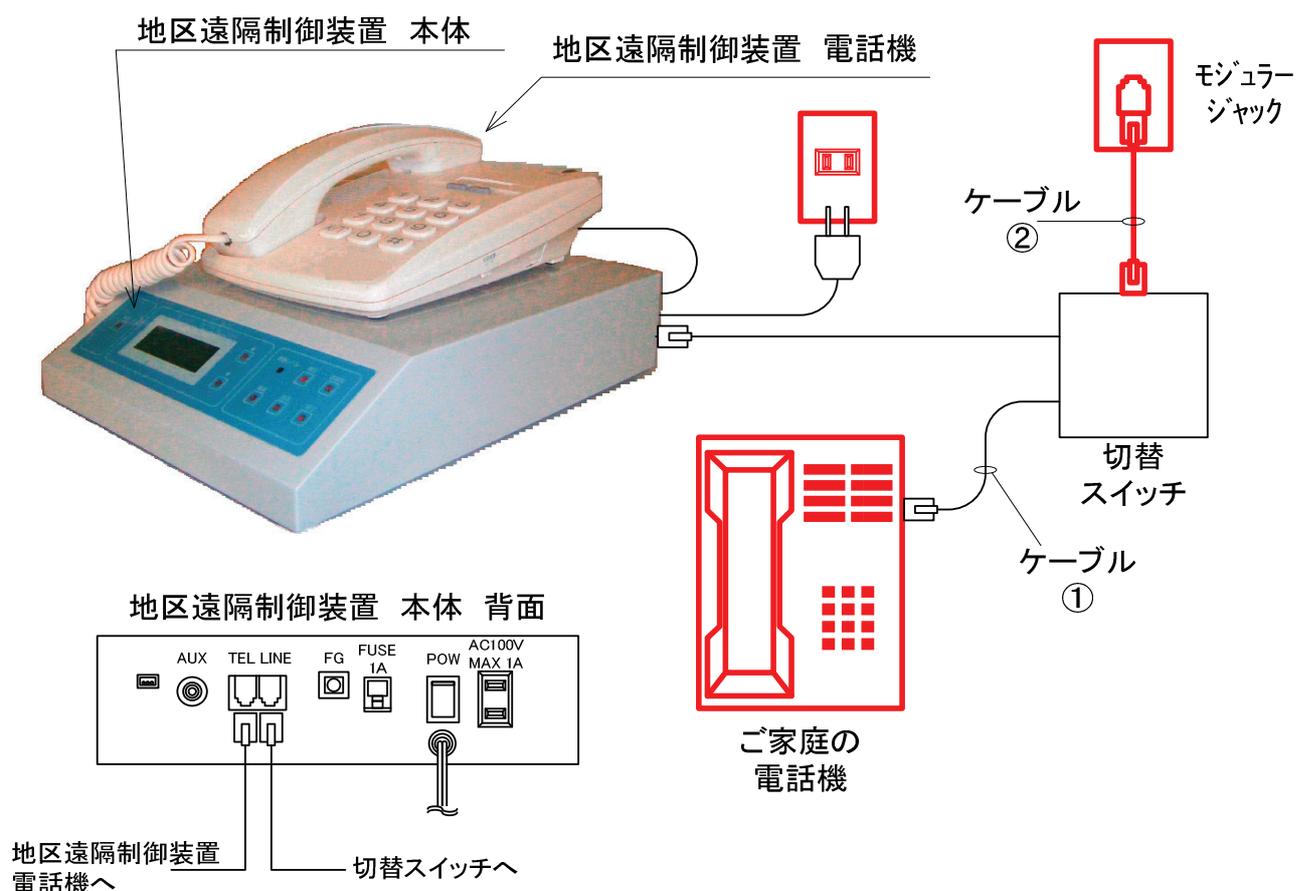
防災行政無線地区遠隔制御装置設置場所(地区放送管理者)変更届書

下記のとおり地区遠隔制御装置の設置場所(地区放送管理者)を変更しましたので、南丹市防災行政無線施設地区遠隔制御装置運用規程第8条の規定に基づき届け出ます。

記

地区放送の区域			
地区遠隔制御装置設置箇所		(変更前)	(変更後)
設置箇所の電話番号		(変更前)	(変更後)
地区放送管理者	住 所	(変更前)	(変更後)
	氏 名	(変更前)	(変更後)
	電話番号	(変更前)	(変更後)

地区遠隔制御端末装置 移設方法



取り外し方法

- ア. 地区遠隔制御装置の電源がOFFになっている(電源のランプが消えている状態)ことを確認し、電源ケーブルをコンセントから抜いてください。
 - イ. 切替スイッチからご家庭の電話機に延びているケーブル(ケーブル①)を、電話機側で外してください。
 - ウ. モジュラージャックから切替スイッチに延びているケーブル(ケーブル②)を、切替スイッチ側で外し、ご家庭の電話機に接続してください。
 - エ. ご家庭の電話で、電話がかけられる事を確認し、終了です。
- ※その他のケーブルは外さずに、そのまま接続しておいてください。

取り付け方法

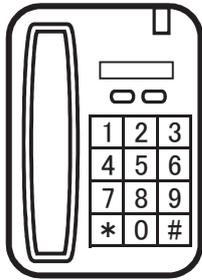
- ア. ご家庭の電話機からモジュラージャックに延びているケーブルを、電話機側で外し、切替スイッチに接続してください。
- イ. 切替スイッチから出ているケーブルをご家庭の電話機に接続してください。
- ウ. 地区遠隔制御装置 本体の電源ケーブルをコンセントに差し込んでください。
- エ. 切替スイッチを地区遠隔制御器側にし、地区遠隔制御装置本体の電源を入れてください。表示画面に「接続中です。お待ちください。」と表示された後、「録音、月日、↓、終了」と表示が変わるのを確認し、電源をOFFにしてください。
- オ. 切替スイッチを電話機側にし、ご家庭の電話から電話がかかる事を確認し、終了です。

地区遠隔制御装置切替機外観

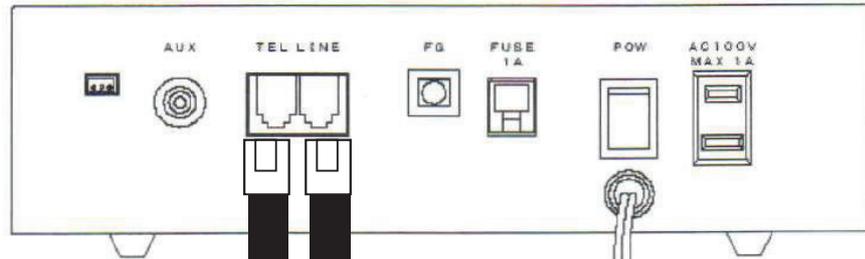


地区遠隔装置接続図

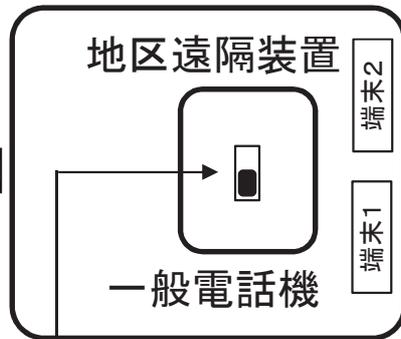
地区遠隔用電話機



地区遠隔装置背面



切替機

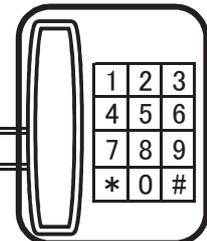


ご使用状態	切り替えスイッチ
地区遠隔装置を使う	端末2
電話機を使う	端末1

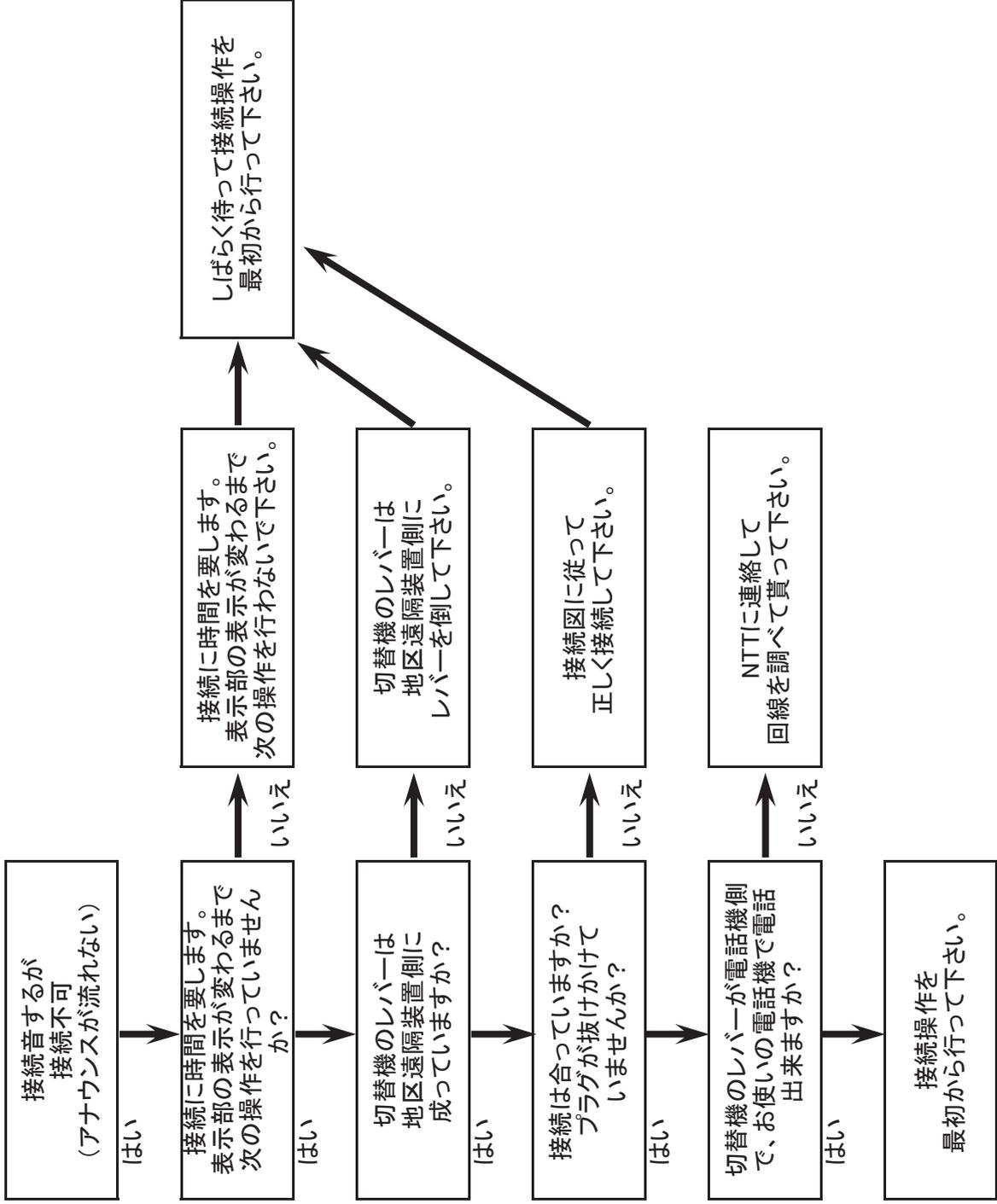
切替スイッチのつまみ部が小さいので
ご注意ください。

電話用コンセントから外し、
切替機の端末1に差替える。

ご自宅の電話機



壁又は柱にある
ご自宅の電話用
コンセント



災害発生時等の避難所の取扱いについて

区長会資料／危機管理課

災害発生時又は災害が発生する恐れのある場合には避難所を開設しますが、避難所には種類があり、状況等に応じて取扱いが異なりますのでご留意願います。

1. 収容避難所

大規模な災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、南丹市が必要に応じて開設する屋内の避難施設です。

基本的に高齢者等避難情報（警戒レベル3）を発表する場合には、前もって開設します。

開設又は閉鎖時には、市役所から各区長及び民生委員へその旨の連絡をします。また、市防災行政無線、市ホームページ、市公式LINE等でもお知らせします。

地区	園部地区	八木地区	日吉地区	美山地区
避難施設	こむぎ山健康学園 園部第二小学校 北部コミュニティセンター 旧川辺小学校 旧摩気小学校 西本梅地域活性化センター	八木支所 八木東小学校 吉富地域活性化センター 新庄地域活性化センター 神吉地区自治振興会館	殿田小学校 旧五ヶ荘小学校 胡麻郷小学校	美山文化ホール 旧知井小学校 美山保健福祉センター 旧鶴ヶ岡小学校 美山虹の湖交流センター 小湊公民館

2. 一時避難所

局地的な災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合の一時的避難又は自主避難をする屋内の避難施設（地区の公民館等）です。

基本的に各区の判断で開設いただきます。

3. 自主避難所

収容避難所の開設までは至らないが、長時間降り続く大雨や台風が接近する場合に、自宅での待機に不安がある方が自主的に避難できるように、避難を希望する方の要望に応じて開設する屋内の避難施設です。

開設又は閉鎖時には、市防災行政無線、市ホームページ、市公式LINE等でお知らせします。

地区	園部地区	八木地区	日吉地区	美山地区
避難施設	こむぎ山健康学園	八木支所	日吉支所	美山文化ホール

8 【令和7年度南丹市自治振興補助金】

令和7年度南丹市自治振興補助金

集会所やコミュニティ施設の新設・改修等に活用できる補助金です。

補助金の交付を希望される場合は、地域振興課もしくは各支所総務課までご相談ください。

<申請手続きについて>

①補助金の申請	自治振興補助金の「交付申請書」に必要事項を記入し、見積書、現況写真、位置図（場所が確認できる書類）を添付のうえ、地域振興課もしくは各支所総務課まで提出してください。 ※交付申請書は随時受付けています。受付に締切はありませんが、 <u>予算の範囲内での対応となりますのでご了承ください。</u> ※添付された見積書の金額が補助金交付額を算定する際の根拠となります。十分精査された見積書を添付してください。
↓	
②交付決定	交付申請書を審査し、適正であると認められる場合に「交付決定通知」を送ります。 <送付書類：交付決定通知・実績報告書の様式>
↓	
③事業の着手	「交付決定通知」の受領後に、事業に着手ください。
↓	
④事業の完了	事業完了後、「実績報告書」に必要事項を記入し、支出証拠書類（請求書・領収書のコピー）と完成写真を添付のうえ、地域振興課もしくは各支所総務課まで提出してください。
↓	
⑤完了検査	「実績報告書」の書類検査を行います。
↓	
⑥額の確定 補助金の支払	完了検査後に、額の「確定通知」を送ります。 また、「請求書」に基づき、補助金の支払い（口座振込）を行います。 <送付書類：確定通知、請求書の様式>

※書類に不備がある場合、修正や追加書類の提出を求める場合があります。

※事前着手・概算払いを希望される場合は、事前にご相談ください。

※補助金交付決定後に事業内容や事業費に変更が生じた場合は、随時ご連絡ください。

■問合せ・提出先

地域振興課 0771-68-0019 八木支所総務課 0771-68-0020
日吉支所総務課 0771-68-0030 美山支所総務課 0771-68-0040

令和7年度南丹市自治振興補助金 補助要件・補助対象事業

補助要件

- ・地域住民の意向が十分反映されたもの
- ・コミュニティ形成に役立つもの
- ・土地・建物その他施設の管理との調整がついており、事業実施に支障がないもの

- ・単年度事業で効用を果たし得るもの
- ・事業実施後も適正な管理を行うもの
- ・この要綱以外の補助制度の適用を受けないもの

区分	補助対象事業		事業費 最低額	補助額		補助対象外経費	
	事業	限度額等		補助率			
地域環境 整備事業	①集会所の新築			1,000万円		<ul style="list-style-type: none"> ・設計費 ・実施主体直営の人件費 ・用地買収費・補償費 ・申請手数料・事務的経費 ・左記事業⑤に掲げる施設用品を除く家具什器類の調達経費 ・左記事業⑤の調達にかかる撤去・回収等処分費 ・解体・撤去・残土等処分費、用地造成費が事業費の20%を超える場合はその超過額（左記事業⑨を除く。） ※解体・撤去・残土等処分費は、新増改築に伴い必要となる、既存建物の撤去等にかかる費用をさす。 ・本補助金を活用して設置した施設用品を買い替える場合は、当該補助事業の属する年度から起算して5年を経過しないもの（左記事業⑤に限る。） ・その他事業の直接的費用と認めがたい経費 	
	②集会所の改修（主体施設を含む敷地内の施設・設備等、樹木伐採等の危険防止対策を含む）		20万円以上	200万円			
	③集会所の冷暖房設備の設置又は購入		5万円以上	50万円			
	④昭和56年5月31日以前建築の木造集会所改築に伴う耐震診断			2万5千円			
	⑤集会所活動に必要な施設用品（パソコン及び周辺機器、コピー機、印刷機、テレビ、会議用机、会議用椅子、放送機器、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードに限る）の購入		5万円以上	50万円			
	⑥コミュニティ広場・運動公園・各種スポーツ施設の整備	2,000㎡未満			200万円		1/2 以内
		2,000㎡以上3,500㎡未満			300万円		
		3,500㎡以上			400万円		
⑦コミュニティ施設・設備・ゴミ収集施設等の新設、改修（樹木伐採等の危険防止対策を含む）	附属施設等の新設又は改良	20万円以上	200万円				
災害復旧 事業	⑧地域環境整備事業に係る施設の災害復旧		20万円以上	200万円			
	⑨その他コミュニティ活動を推進する事業で市長が特に認めるもの				市長が認める額		

※地域環境整備事業においては、同一年度内における補助金の交付は、1行政区につき1事業とする。

令和 年 月 日

南丹市長 様

南丹市

区長

印

令和7年度自治振興補助金交付申請書

令和7年度において、事業を実施したいので、南丹市自治振興補助金交付要綱第4条の規定に基づき関係書類を添えて、次のとおり補助金申請をします。

1 事業名	
2 補助金申請額	金 円
3 事業の内容	
4 事業の目的	
5 事業施工場所	南丹市
6 事業費総額	金 円
7 事業着手年月日	令和 年 月 日(予定)
8 事業完了年月日	令和 年 月 日(予定)
9 その他 (参考事項を記入してください。)	

添付書類：設計図書・見積書・施工箇所現況写真・位置図等

認可地縁団体の告示事項変更届の提出について

認可地縁団体の代表者変更などの告示事項の変更がある場合は、必要に応じて下記の書類を添付し、市役所あてに提出していただく必要があります。

なお、告示事項が変更された後に届出書の提出をお願いします。

(例 4月1日から代表者が変更になる場合は4月1日以降に変更届を提出)

【代表者変更の場合】

- 1 告示事項変更届出書
- 2 就任承諾書
- 3 代表者が変更したことが証明できる書類（議事録など）

※規約変更の場合は、事前に地域振興課へご相談下さい。

令和 年 月 日

南丹市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地
名 称
所在地
代表者氏名及び住所
氏 名
住 所 南丹市

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の変更

旧代表者 住 所
氏 名

新代表者 住 所
氏 名

2 変更の年月日

令和 年 月 日

3 変更の理由

就 任 承 諾 書

令和 年 月 日

私は、地縁団体である_____の代表者に就任することを承諾します。

裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

無し 有り (氏名) _____ (住所) _____

代理人の有無

無し 有り (氏名) _____ (住所) _____

住 所

氏 名

印

令和 年度 〔自治会〕
総会議事録（地縁団体代表者変更用）

1 開催期日 令和 年 月 日

2 開催場所

3 議事（地縁団体代表者変更）

以下のとおり次期地縁団体代表者を選任した。

旧代表者_____ 住所

新代表者_____ 住所

任期開始期日 令和 年 月 日から

以上のとおり、本議事録の内容が正しいものであることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____

記載例

届出書提出日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

南丹市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 <<地縁団体名称>>

所在地 <<地縁団体事務所所在地>>

代表者氏名及び住所

押印不要

氏 名 <<新代表者(R7年度代表者)名>>

住 所 <<新代表者(R7年度代表者)住所>>

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の変更

旧代表者 住 所 <<旧代表者(R6年度代表者)住所>>

氏 名 <<旧代表者(R6年度代表者)名>>

新代表者 住 所 <<新代表者(R7年度代表者)住所>>

氏 名 <<新代表者(R7年度代表者)名>>

2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

代表者変更年月日
(例) 令和7年4月1日

3 変更の理由

<<代表者変更理由>>

(例) 代表者/区長の交替による
役員の改選による

記載例

就 任 承 諾 書

代表者変更年月日
(例) 令和7年4月1日

令和 年 月 日

私は、地縁団体である《地縁団体名称》の代表者に就任することを承諾します。

裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

有りの場合は記入

無し 有り (氏名) _____ (住所) _____

有りの場合は記入

代理人の有無
無し 有り (氏名) _____ (住所) _____

住 所 《新代表者(R7 年度代表者)住所》

氏 名 《新代表者(R7 年度代表者)名》

※自署の場合
押印は不要

印

記載例

令和 年度 [○○自治会] 総会議事録（地縁団体代表者変更用）

- 1 開催期日 令和○○年○○月○○日
- 2 開催場所 **○○自治会集会所**
- 3 議事（地縁団体代表者変更）
以下のとおり次期地縁団体代表者を選任した。

旧代表者 《旧代表者(R6 年度代表者)名》 南丹市△△町○○番地

新代表者 《新代表者(R7 年度代表者)名》 南丹市△△町××番地

任期開始期日 **令和7年4月1日から**

以上のとおり、本議事録の内容が正しいものであることを認め、ここに署名する。

令和○○年○○月○○日

※自署の場合
押印は不要

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

要 望 書			
南丹市長		様	
区 名	代表者名及び連絡先	送付日	
(NO.)	氏名	受領日	※
	住所		受付番号
TEL		※	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 要望の内容を簡潔にご記入ください。 2. 施設改善の要望の場合、要望箇所の地番等できるだけ詳細に示してください。 3. <u>別紙として、位置図及び写真等の参考資料を添付</u>してください。 4. ※は地域振興課記入欄です。 5. メールの場合は、chiiki@city.nantan.lg.jp へお送りください。(タイトル・本文は必須です。) 			

※要望書の提出は6月末までをお願いします。

各区長 様

令和7年民生委員・児童委員の一斉改選にかかる協力依頼について

令和7年12月1日に民生委員・児童委員が一斉改選されます。

◆ 民生委員・児童委員の推薦について

民生委員・児童委員の任期は3年となっており、令和7年11月30日の任期満了に伴い、一斉改選を行います。

つきましては、南丹市民生委員推薦会及び各町推薦準備会を開催した上で、改めて5月に、各区長様あてに民生委員・児童委員候補者の推薦について依頼させていただき予定ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆ 民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員は、市を通じて京都府知事に推薦され、厚生労働大臣から委嘱されます。現在、南丹市の民生委員・児童委員の定員は125名です。

◆ スケジュールについて

南丹市では民生委員・児童委員を選考するにあたり、次のようなスケジュールで、京都府を通じて厚生労働大臣に推薦します。

4月	・園部町区長会	協力依頼
5月中旬	・第1回南丹市民生委員推薦会開催 ・第1回各町推薦準備会開催 ・各区長様へ候補者推薦協力依頼	推薦要領・方針の説明 推薦要領・方針の説明 候補者の選考
6月末	・各区長様より候補者内申書の提出	
7月中下旬	・第2回各町推薦準備会開催 ・第2回南丹市民生委員推薦会開催	市推薦会に候補者内申 候補者の推薦決定
7月下旬	・京都府知事あて候補者を推薦	
12月上旬	・委嘱状交付（就任式）	令和7年12月1日付け、 厚生労働大臣から委嘱

※ 候補者の選考に当たっては、各町推薦準備会委員と連携を図っていただきます。

お示したスケジュールは、正式な国からの通知が届いていないため、多少前後する場合があります。

裏面に、「民生委員・児童委員の概要と資格要件」を記載しています。

民生委員・児童委員の概要と資格要件

- 【任 期】 3年（令和7年12月1日から令和10年11月30日まで）
- 【身 分】 厚生労働大臣から委嘱され、非常勤特別職の地方公務員（無報酬）
- 【定 員】 現在、南丹市の民生委員・児童委員の定数は125名です。
《内訳》 区域担当 116名（園部41名、八木29名、日吉23名、美山23名）
主任児童委員 9名（園部 3名、八木 2名、日吉 2名、美山 2名）
- 【主な職務】
- ・担当区域内の住民の生活状態を必要に応じ把握しておきます。
 - ・援助を必要とする人の生活に関する相談や助言を行います。
 - ・援助を必要とする人に、福祉サービスの情報提供や援助を行います。
 - ・社会福祉施設や社会福祉関係団体等と連携し、その事業等を支援します。
 - ・福祉事務所など関係行政機関の業務に協力します。
 - ・地域福祉の増進を図ります。
- 【年齢要件】 年齢要件はありませんが、活動を十分に行うことができる方。
- 【適格要件】
- (1)福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員・児童委員活動にご協力いただける方。
 - (2)人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である方。
 - (3)担当する地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の誰もが気軽に相談できるような方。
 - (4)民生委員・児童委員の職務を遂行する際に、個人情報取扱いについて、十分配慮し適正な管理ができる方。

1 2 【南丹市災害時要配慮者支援台帳の引継ぎ】

令和7年4月

各区長 様

南丹市長 西村 良平
(公印省略)

南丹市災害時要配慮者支援台帳の引継ぎについて (お願い)

陽春の候、貴方様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、南丹市行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、南丹市では、下記内容のとおり「南丹市災害時要配慮者支援台帳」を作成し、区長様をはじめ各関係機関に配付させていただいております。

つきましては、今年度より交代された区長様におかれましては、前任の方から台帳を引き継いでいただき、日ごろの見守り活動等にご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

また、引き継ぎされました台帳はそのまま保管いただき、年に一度(6月頃)台帳の更新をしますので、その際に引き継いだ台帳を返却いただきますようお願いいたします。

記

1. 災害時要配慮者支援台帳について

高齢者や障がいのある方などで、災害時に自力で避難することに不安のある方が、地域の中で避難支援を素早く受けただけのよう「南丹市災害時要配慮者登録制度」に基づき作成しているのが「南丹市災害時要配慮者支援台帳」です。地域で安心して暮らすことができる支援体制の整備を図ることを目的に、南丹市災害時要配慮者支援台帳とマップを各関係機関に配付しておりますので、日ごろの見守り活動や有事の際の安否確認等にご活用ください。

なお、個人情報となっておりますので、取り扱いには十分ご注意ください。

2. 災害時要配慮者支援台帳への登録について

災害時要配慮者支援台帳への登録は、本人の申請により登録されることとなっており、新規に対象となられた方(外国人中长期在留者含む)に対し、毎年当課より案内書類を送付しています。

また、未申請の方で登録された方がよいと思われる方がおられる場合は、民生児童委員様より申請の呼びかけをしていただいております。区長様におかれましても、台帳をご確認いただくとともに、登録された方がよいと思われる方がおられましたら、申請の呼びかけにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(担当課)

南丹市福祉保健部福祉相談課

TEL:0771-68-0023

13 【令和7年度赤十字運動月間】

令和7年4月

各区長 様

日本赤十字社京都府支部南丹市地区

地区長 西村 良平

(公印省略)

令和7年度赤十字運動月間に併せた活動資金ご協力のお願い

平素は、活動資金の募集につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本赤十字社では今年も5月を「赤十字運動月間」として、全国的に活動資金のご協力をお願いすることとなりました。

皆様からお寄せいただく会費や寄付金などを基盤として、人道・博愛を基本理念に、災害救援活動をはじめ救急法等の普及、血液事業の推進、ボランティアの育成強化、看護師の養成などの事業を積極的に展開しております。

つきましては、お忙しい中大変お手数をお掛けしますが、4月第4週の区長配布にて依頼させていただきますので、区内の状況に応じてご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、組長様・班長様にもご依頼させていただきますと予定しております。

日本赤十字社京都府支部南丹市地区 事務局

◆南丹市社会福祉協議会 地域支援センター

TEL 0771-68-3611

◆南丹市役所 福祉相談課

TEL 0771-68-0023

1 4 【令和7年度赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金】

令和7年4月

各区長 様

南丹市共同募金委員会

会長 西村 良平

(公印省略)

令和7年度赤い羽根共同募金および歳末たすけあい募金
の協力依頼について

平素は、共同募金運動に格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今年も10月1日から12月31日まで、全国一斉に赤い羽根共同募金運動が展開されます。

この運動は、災害義援金とは別に、市民一人ひとりの善意に基づく社会福祉増進のための募金活動です。

お寄せいただいた募金は、南丹市内の各地域でのボランティア活動、子育て支援活動、高齢者・障がい者等への支援、地域住民の交流・学習会など、地域の福祉活動に使わせていただいております。

つきましては、今年度も、9月下旬に各区長様に戸別募金の依頼をさせていただきますので、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、昨年と同様、「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」を一括して依頼させていただく予定です。

南丹市共同募金委員会 事務局

◆南丹市社会福祉協議会 地域支援センター

TEL 0771-68-3611

◆南丹市役所 福祉相談課

TEL 0771-68-0023

15 【高齢者地域交流支援事業補助金】

令和7年度高齢者地域交流支援事業補助金について

高齢福祉課（TEL 0771-68-0006）

昨年度までの「敬老事業補助金交付事業」を廃止し、新たに創設した補助金です。

1. 高齢者地域交流支援事業補助金について

事業目的：高齢者の孤立化を防止し、地域とのつながりを促進することを目的とした行事（多世代交流、高齢者相互の交流）を実施された場合に、その経費に対し、補助金を交付します。

対象事業：①地域内に居住する全ての方が参加可能な多世代交流（夏まつり等）
②地域内に居住する75歳以上の方全員が参加可能な交流会等（敬老会等）

実施主体：区（自治会）、複数区の連合体等（共同実施の場合）

補助金額：総事業費の2/3以内の額（100円未満切り捨て）

※ただし、基準日（毎年4月1日時点）に地域内に居住する（住民票がある）75歳以上の方の人数×1,500円を補助上限額とします。
（S25.4.1以前生まれ）

※各区の人数は別紙一覧のとおり

注意事項：記念品等の配布や、公民館等へそれぞれが記念品を取りに来るなど、対象者が交流する機会が無いと考えられる事業は補助対象になりません。

《対象者の確認のための住民基本台帳閲覧について》

※対象事業を実施するために必要な場合は、住民基本台帳を閲覧することができます。
※住民基本台帳の閲覧を希望される場合は、事前に市民課または各支所総務課へ電話予約をし、閲覧申請時には区長印および本人確認書類（運転免許証等）をご持参ください。

TEL 市民課：68-0005 八木：42-2300 日吉：68-0030 美山：68-0040

2. 補助金交付申請書受付期間および事業対象期間

申請受付期間：令和7年4月14日（月）～令和7年12月19日（金）

事業対象期間：令和7年5月1日（木）～令和8年2月28日（土）

※申請書には、区等の公印を押印ください。

※交付決定日以降に事業（物品購入等も含む）を実施してください。

※申請から交付までの流れは次ページのとおり。

3. 申請書提出先

高齢福祉課または各支所総務課

4. その他

- (1) 補助事業を実施されるかどうかは区等のご判断となりますが、身近な地域内の交流促進にご活用いただければ幸いです。
- (2) 住民基本台帳の閲覧によって知り得た個人情報については、他に漏れることがないよう厳重に管理し、目的以外には使用しないようにしてください。
- (3) 不明な点は、高齢福祉課（Tel 0771-68-0006）までお問い合わせください。

《補助金交付申請から交付までの流れ》

① 地域において事業の計画をたてる【区等】

※事業内容・対象者の範囲・収支予算など（後頁のQ & Aもご確認ください）



① 「高齢者地域交流支援事業補助金交付申請書」と「高齢者地域交流支援事業計画書」の提出【区等】

【令和7年12月19日（金）まで】

※補助金交付申請額：総事業費の2/3または補助上限額のいずれか低い方の額



② 市で審査のうえ「交付決定通知書」を送付【南丹市】



③ 事業実施【区等】（令和8年2月末まで）

（注意）※事業は交付決定通知後に実施してください

※補助金の増額を伴う変更がある場合は、事業実施前に「変更承認申請書」の提出が必要ですので、高齢福祉課にご連絡ください



④ 「実績報告書」の提出【区等】（事業完了後すみやかに提出）

※添付書類：収支決算書・領収書等（写）・写真等の事業実施状況の分かる書類（写）



⑤ 市で確認のうえ「額の確定通知書」及び「請求書」を送付【南丹市】



⑥ 「請求書」の提出【区等】（区等の公印を押印ください）

※振込口座を指定いただきます



⑦ 補助金の交付【南丹市】

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

南丹市長 様

区等の名称

代表者氏名

㊟

南丹市高齢者地域交流支援事業補助金交付申請書

令和 7 年度の高齢者地域交流支援事業を実施したいので、南丹市高齢者地域交流支援事業補助金交付要綱第 6 条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 南丹市高齢者地域交流支援事業計画書(別紙)

▼南丹市高齢者地域交流支援事業補助金 Q & A

Q1 必ずこの事業を実施しなくてはならないのですか。

A1 いいえ。各自治会等で実施の可否を決めてください。

Q2 補助の対象となる事業内容に決まりはあるのですか。

A2 「高齢者と地域のつながりを促進する」ことにつながる事業であれば、内容は各自治会等で決めていただけます。

ただし、「記念品等の配布のみ」「地域の一部の方を対象とした事業（お寺の行事など）」などは補助対象事業として認めることはできませんのでご注意ください。

Q3 70歳以上高齢者を対象にした事業は「地域の一部の方を対象とした事業」に該当し、補助金の対象となりませんか。

A3 対象高齢者を全て含む事業であれば、年齢で区切って事業を行う場合でも補助金の対象となります。

なお、従来の「敬老事業」として高齢者が集う行事を開催され、参加できなかった方へ記念品等を配布した場合は、その費用も補助金対象となります。

Q4 新しく事業に取り組まないと補助金の対象になりませんか。

A4 A2の内容を満たしているのであれば、すでに自治会等で取り組まれている事業に補助金を充てていただいても結構です。

例えば、自治会等で実施される夏祭りや秋祭り、運動会等、地域の皆さんが広く集われる事業も対象になる可能性があります。

Q5 自分の自治会等にどのくらい補助金の対象者がいるかわかりません。

A5 毎年度の区長会開催時に、当該年度の対象高齢者数をお知らせします。

Q6 事業に参加できない方の分はどうなりますか。

A6 原則として、自治会等の区域に居住する全ての対象高齢者に参加の声かけをしていただくこととなりますが、事情により参加できない方があった場合でも、補助金上限額に変更はありません。

また、A3でも記載しましたが、従来より実施されていた敬老事業に補助金を充当される場合は、不参加の方への記念品を配布された場合の費用についても補助対象経費として取扱います。

Q7 自治会等に入っていない方へは回覧板やチラシを配布していません。その場合の呼びかけはどのようにすればいいでしょうか。

A7 公民館やバス停等へポスターを掲示したり、防災行政無線を活用した呼びかけが考えられます。

Q8 事業に必要な物品等はいつから購入することができますか。

A8 補助金交付決定日以降が補助事業の対象となります。必ず交付決定通知書が手元に届いてから発注・購入等を行ってください。

Q9 当区では、夏祭りや運動会など複数の事業を実施しています。これはすべて補助金の対象となりますか。

A9 補助対象になる可能性のある事業を複数実施していても、補助金対象とする事業は年度内に1事業のみとなります。

Q10 補助金の対象となる経費はどのようなものがありますか。

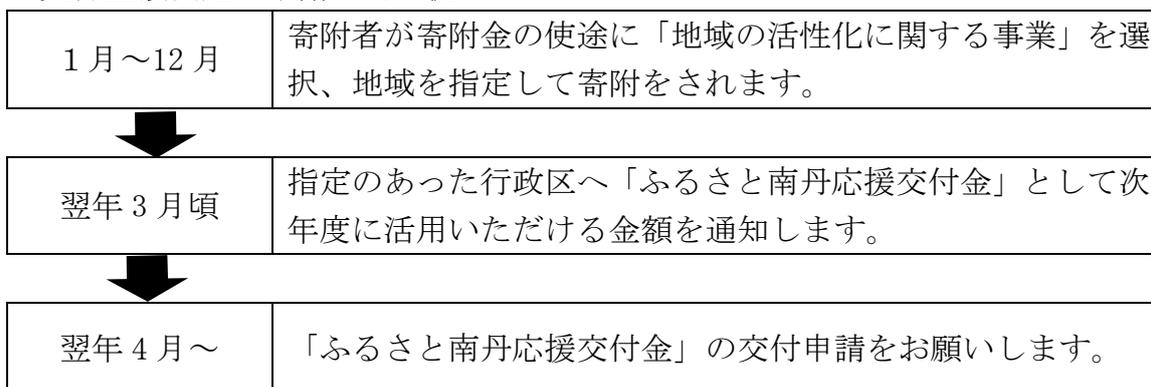
A10 案内通知等の発送に要する経費、会場設営・備品借上等に要する経費、弁当代その他飲食に要する経費、アトラクション等に要する経費等です。

ふるさと南丹応援交付金制度について

本制度は、寄附者が特定の地域を指定して南丹市へふるさと納税を行った際、寄附金の一部を指定の地域へ交付する制度です。該当の寄附があった地域は、寄附金を「ふるさと南丹応援交付金」として地域活動に活用できます。

なお、令和7年度に活用が可能な地域には、本年3月に通知をしています。

<交付金額決定～申請までの流れ>



<対象事業> 防犯・防災・安全対策、地域福祉・教育活動、交流活動など、行政区の実情にあわせた事業や活動

<対象外事業> 役員報酬・役員手当、個人給付的な支出、食料費、宗教法人への支出など

<ふるさと南丹応援寄附金の交付割合について>

現在、寄附額の7割を指定の地域へ交付しておりますが、ふるさと納税の寄附受付には返礼品代・送料・サイト利用料等で寄附額の約5割の支出が発生しております。ついては、令和8年度分より交付率を寄附額の5割に変更いたします。

寄附期間	交付時期	交付割合	(例)
令和6年1月～12月	令和7年4月	7割	寄附額：1万円 交付額：7千円
令和7年1月～12月	令和8年4月	<u>5割</u>	寄附額：1万円 <u>交付額：5千円</u>

<寄附の呼びかけに関して>

区出身者や関係者に対し、お祭りなどの場やチラシ・DMを活用して寄附の呼びかけをされている地域もあります。最新の様式やチラシ、各地域の事例の提供が可能ですので、呼びかけを実施される、検討される地域は商工観光課へお声掛けください。

当課 商工観光課 電話：0771-68-1008

17 【南丹市管理道路・河川等清掃経費補助金】

南丹市管理道路・河川等清掃経費補助金制度について

南丹市 土木建築部 建設整備課

1. 制度の趣旨

本制度は市民の皆様自らが地域における快適で美しい住環境の創造と景観の向上を図るため、南丹市が管理する道路や河川、公園等の清掃活動を実施いただく際、その活動に要する経費の全部又は一部を補助する制度です。

2. 対象となる団体

補助の対象となる団体は、構成員5人以上の団体で基礎的な日常生活圏域として一体性をもっている範囲で活動する団体とします。

具体例としては、行政自治会、PTA及び子供会、老人クラブ、女性会、青年団等を対象団体として想定しています。

3. 対象となる事業

皆様の身近にある市管理道路・河川・公園・法定外公共用物等の美化の向上につながる清掃活動等を対象とします。具体例としては、南丹市が管理する道路の側溝清掃作業や道路・河川及び公園敷地の除草作業等を対象としています。

ただし、ボランティア保険等に加入いただいてから作業を実施していただくことを原則とさせていただきます。

(注) 次のような事業は対象外とします。

- ① 南丹市が管理する施設でないもの（国や府の管理施設等）
- ② 南丹市が主催する清掃活動やイベント開催前後に行われる周辺の清掃活動等
- ③ 他の補助制度の対象となっている場合

4. 対象となる経費

補助の対象となる経費は上記清掃活動を実施するために必要となる経費（消耗品費、燃料費、保険料、委託料（作業の一部を民間事業者等へ委託したものに限る。）及び借上料（必要な機械を民間事業者等から借り上げたものに限る。））とします。

具体的には参加者に対するボランティア保険掛金、草刈機等の燃料代、軍手・お茶・ゴミ袋・鎌・草刈機の刃等の消耗品費、草刈機等の作業委託費や借上料等を対象とします。

(注) 次のような費用は対象外とします。

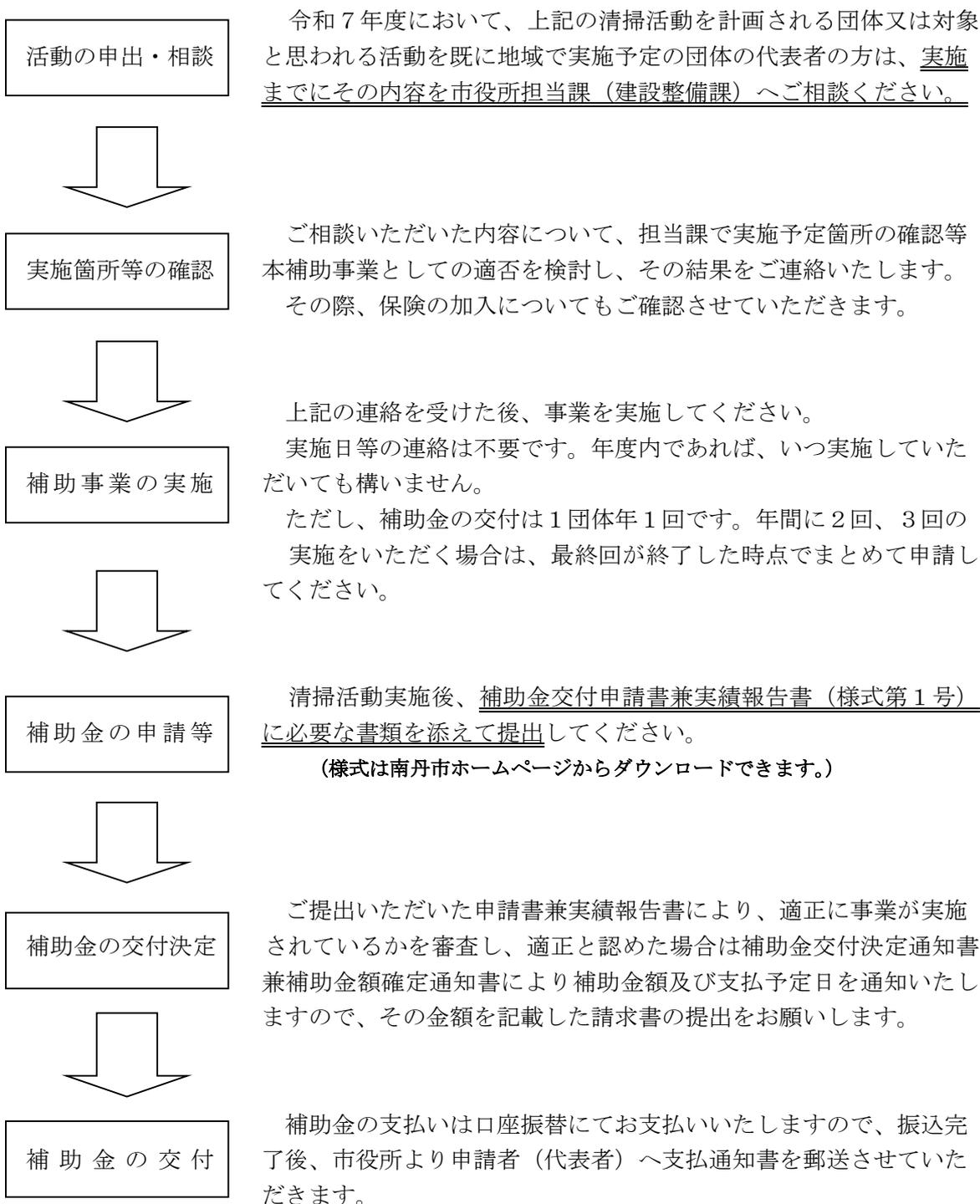
- ① 草刈機等の備品
- ② 熱中症予防等安全上必要な飲料（お茶、スポーツ飲料等）以外の飲食物
- ③ 全ての作業を民間事業者等に委託した場合

5. 補助金の額

補助金の額は、参加者1人あたり500円を基本とし、年1回限り、上限額は2万5千円（1団体50人まで）とします。

ただし、清掃活動に要した経費が基本額（500円×参加者数）に満たない場合は、その経費相当額（100円未満切捨て）を補助金額とします。

6. 申請手続き等



以上が制度の概要です。

なお、本補助事業は単年度事業です。次年度以降に同事業を実施される際も同様の事務手続きをお願いします。

また、予算の関係上、事業計画がある場合はお早めにご相談いただきますようお願いいたします。

□制度に関する問い合わせ先

土木建築部建設整備課 TEL0771-68-0051

2025年（令和7年）度 府民協働型インフラ保全事業 — 1次募集分 — 応募要領

募集期間及び提案方法

募集期間	1次募集：2025年（令和7年）4月1日（火）～5月30日（金）※当日消印有効 2次募集：2025年（令和7年）9月1日（月）～10月31日（金）（予定） ※2次募集の募集期間や応募要領は確定次第、ホームページ等でお知らせします。
提案方法	①京都府ホームページの電子申請フォームから提案（4月1日から可能） (https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?id=1741911409435) ②持参、郵送による提案 ※郵送による提案は2025年（令和7年）5月30日（金）消印まで有効とします。
受付窓口	「8 受付窓口一覧」の最寄りの施設に提出 ・道路、河川・港湾等に関する提案 … 最寄りの各土木事務所 ・信号機等に関する提案 … 最寄りの各警察署 ・その他の施設に関する提案 … 最寄りの各広域振興局など

府民協働型インフラ保全事業は、京都府が管理する道路や河川、建物等のインフラにおいて、府民の皆様が日頃から感じておられる身近な改善箇所を公募し、地域や市町村からの御要望とともに事業箇所を決定する府民協働型の公共事業です。

これにより、府民の皆様自らの地域を良くしようとする気持ちや全国的な課題でもあるインフラの老朽化に対する関心を高めていただくとともに、地域に密着した身近な安心・安全の向上やインフラの長寿命化を図り、皆様との協働によるインフラ保全を推進します。

生活者・利用者の視点から身近な御提案をお願いします。

（京都府ホームページ：<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>）

※ただし、予算の関係上、対応できない場合もありますので、御理解をお願い致します。

京 都 府

1 安心・安全整備

(1) 対象となる施設

京都府が管理する以下の道路、河川・港湾等、交通安全施設、その他施設等が対象です。

道路	京都府が管理する国道及び府道 ※対象外：国等が管理する高速道路、 国道（1号、9号、24号、27号、163号の一部、171号、478号）、市町村道等 ※京都市内の国道又は府道は、国又は京都市が管理しているため対象外です。 （一部管理協定区間を除く）
河川・港湾等	京都府が管理する一級河川及び二級河川、港湾施設等 ※対象外：国が管理する一級河川（淀川、桂川の一部、木津川、宇治川、由良川の一部等）、市町村が管理する河川や水路等
交通安全施設	京都府警察が管理する交通安全施設（信号機、道路標識、横断歩道等）
その他	京都府が管理する建物、施設等（府立高校、府立病院、府立公園、植物園等）

※京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/jirei.html>）から検索できます。

(2) 対象となる工事

提案箇所の地域にお住まいの方、勤務先、通学先（PTA等の学校関係の方）、通院先等がある方等の身近な安心・安全に繋がる小規模な工事が対象です（用地買収を伴う提案は対象外です）。

<対象工事の例>

道路	道路側溝の整備、ガードレールや転落防止柵の設置、歩道の段差解消や舗装整備等
河川・港湾等	河川を阻害している樹木の伐採、著しい堆積土砂の浚渫、崩れた河川護岸の改良等
交通安全施設	信号機の新設や改良、道路標識や横断歩道の設置等
その他	京都府が管理する建物、施設等のバリアフリー化等

<対象外工事の例>

京都府の管理施設でないもの	・国や市町村、取水権利者等の管理施設に関する工事は対象外
安心・安全に繋がらないもの	・利便性向上や環境整備に該当する工事は対象外
公共性が無いもの・低いもの	・特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外 ・公共事業として実施する必要性が低い工事は対象外
単年度内に完成できないもの ※調査・設計・地元調整等の期間を含む	・工事期間が概ね半年以上となるような大規模な工事及び建物の新築、大規模な改築工事等は対象外 ・関係機関との調整等が単年度内に整わないことが明確な工事 ※採択後であっても、調整等が単年度内に整わない場合は、原則として、実施不可となりますので御注意ください。
早期の対策が必要でないもの	・土砂の堆積が少なく、早期に浚渫が必要でない工事は対象外 ※「過去5年間に水防団待機水位以上の出水履歴（水防団待機水位が設定されていない河川の場合は、最近傍の設定河川の出水履歴）があり、京都府の河川維持管理計画・河道流下断面確保の規定を満たす浚渫」に該当しない工事は対象外
法令等で実施が不適切なもの	・関係法令や構造基準、技術基準等に適合しない工事は対象外

※用地買収を伴う提案は、本事業では対象外となりますので御注意ください。

(3) 対象工事例

道路側溝の整備



道路側溝に蓋がなく歩行空間が狭小



蓋付きの側溝にして歩行空間を確保！

ガードレールの設置



車両などが川に転落しそうで危険



ガードレールを設置して安全を確保！

舗装・区画線の明示



歩行者と車両や電車が錯綜して危険



カラー舗装と区画線で歩行空間を明示！

樹木の伐採



樹木が河川を阻害しており危険



樹木を伐採して河川の流れを確保！

土砂の浚渫（しゅんせつ）



土砂が河川を阻害しており危険



土砂を撤去して河川の流れを確保！

河川護岸の改良



河川護岸が崩れかけており危険



コンクリートブロックで改良！

(4) 対象工事例 (京都府警察が管理する交通安全施設)

信号機の新設



押ボタン式信号機を設置して安全を確保

矢印信号の設置



矢印式信号機を設置して交通渋滞を解消

横断歩道の設置



横断歩道を設置して歩行者の安全を確保

2 インフラ長寿命化対策

インフラの老朽化や劣化に関する皆様の気付きを募集します。

皆様から御提案いただいた箇所は、現地を確認した上、必要に応じて調査や修繕を実施し、インフラの適正な維持管理に繋がります。なお、調査の結果、「経過観察」とする場合があります。対象外工事例（不採択例）については、安心・安全整備と同様です。

※過去にインフラ長寿命化対策を提案され、「経過観察」の通知を受けられた案件については、引き続き施設管理者で点検を実施し、老朽化や劣化が進行した場合に修繕を行いますので、再度提案いただく必要はありません。

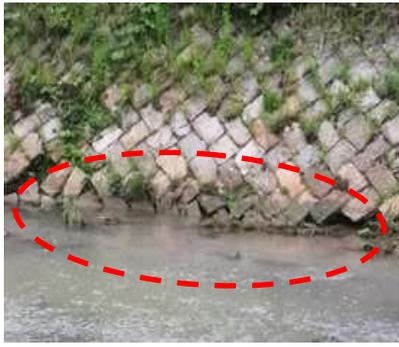
(1) 対象となる施設

京都府が管理する以下の道路、河川・港湾等、交通安全施設、その他施設等が対象です。

道 路	京都府が管理する国道及び府道 ※対象外：国等が管理する高速道路、 国道（1号、9号、24号、27号、163号の一部、171号、478号）、市町村道等 ※京都市内の国道又は府道は、国又は京都市が管理しているため対象外です。 （一部管理協定区間を除く）
河川・ 港湾等	京都府が管理する一級河川及び二級河川、港湾施設等 ※対象外：国が管理する一級河川（淀川、桂川の一部、木津川、宇治川、由良川の一部等）、市町村が管理する河川や水路等
交通安全施設	京都府警察が管理する交通安全施設（信号機、道路標識、横断歩道等）
その他	京都府が管理する建物、施設等（府立公園、砂防施設、急傾斜施設、治山施設等）

※京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/jirei.html>）から検索できます。

(2) 老朽化・劣化例

橋 梁		
		
防護柵が錆びている	歩道橋が錆びている	歩道橋のパネルが壊れている
橋 梁		
		
土砂が溜まっている	区画線が消えている	舗装がひび割れている
舗 装		
		
舗装に穴が空いている	舗装が波打っている	舗装がひび割れている
河 川		
		
護岸が崩れかけている	護岸が崩れかけている	構造物が壊れている

のり面（斜面）



落石用の網や柵が壊れている



のり面が崩れている



のり面がひび割れている

港湾



歩道が沈んでいる



施設が壊れている



舗装が沈んでいる

公園



園路に段差ができている

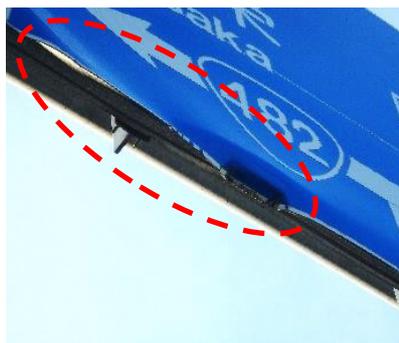


木製施設が腐っている



遊具の塗装が錆びている

その他



標識板が変形している



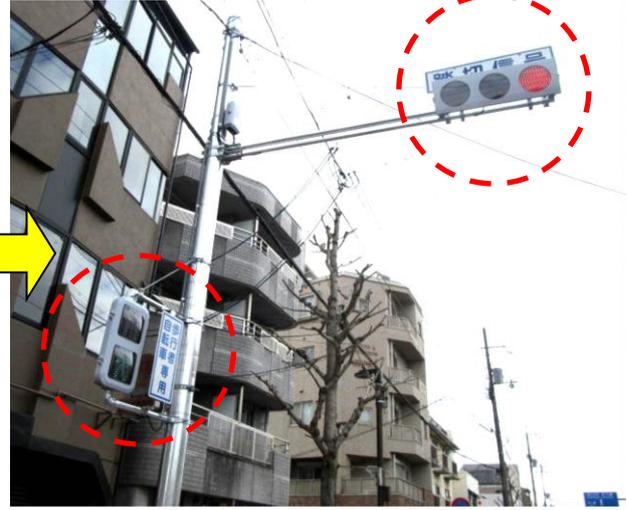
標識柱の根元が錆びている



構造物が壊れている

(3) 老朽化・劣化例 (京都府警察が管理する交通安全施設)

信号機の取替



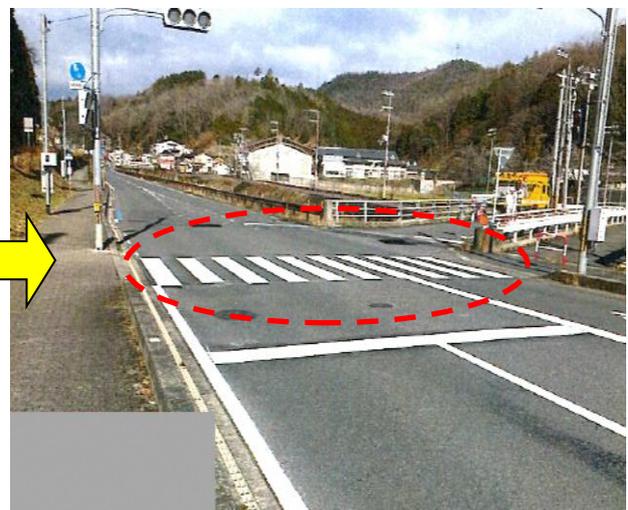
LED式信号機に交換して視認性を改善

道路標識の補修



変色した道路標識を交換して視認性を改善

道路標示の補修

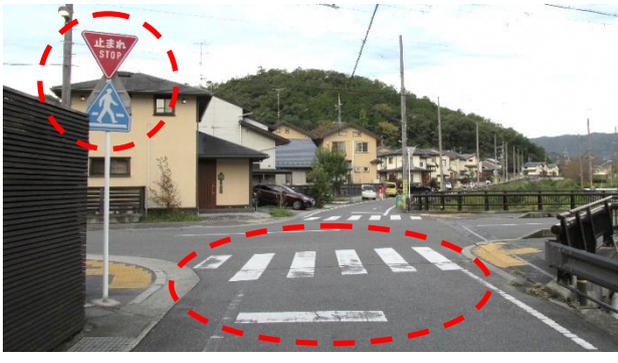


摩耗した道路標示を補修して視認性を改善

3 対象外工事例（不採択例）

<p>カーブミラーの設置や補修</p>	<p>防犯灯の設置や補修</p>
<p>駐車場（民地）から府道に出るカーブミラーは京都府の管理施設ではないため不採択（第1段階チェックで、①国や市町村等が管理する施設に関する工事に該当するため不採択）。</p>	<p>防犯灯は市町村が管理する施設であり、京都府の管理施設ではないため不採択（※照明の設置を御提案される場合は、可能な限り事前に御相談ください）。</p>
<p>土砂の浚渫（しゅんせつ）</p>	<p>河川護岸の新設</p>
<p>土砂の堆積が著しいとは認められないため不採択（第1段階チェックで、④危険な状況にない箇所や効果が一時的なもの、利便性向上、環境整備に関する工事に該当するため不採択）。</p>	<p>護岸に変状が無く、危険な状況にないため不採択（第1段階チェックで、④危険な状況にない箇所や効果が一時的なもの、利便性向上、環境整備に関する工事に該当するため不採択）。</p>
<p>取水施設の設置や補修</p>	<p>廃棄物等の清掃</p>
<p>取水施設は京都府の管理施設ではないため不採択（第1段階チェックで、①国や市町村等が管理する施設に関する工事に該当するため不採択）。</p>	<p>環境整備に該当するため不採択（第1段階チェックで、④危険な状況にない箇所や効果が一時的なもの、利便性向上、環境整備に関する工事に該当するため不採択）。</p>

4 対象外工事例（不採択例）（京都府警察が管理する交通安全施設）

<p>信号機の新設</p>	<p>信号機の新設</p>
	
<p>歩道が整備されておらず、路肩も狭く、信号柱の設置場所が確保できないため不採択（第2段階チェックで、②関係法令や構造基準等に適合しない工事に該当するため不採択）。</p>	<p>隣接する信号機との距離が近く、信号灯器を誤認する恐れがあるため不採択（第2段階チェックで、②関係法令や構造基準等に適合しない工事に該当するため不採択）。</p>
<p>横断歩道の設置</p>	<p>一時停止の設置</p>
	
<p>歩行者が安全に待機する滞留場所が確保できないため不採択（第2段階チェックで、②関係法令や構造基準等に適合しない工事に該当するため不採択）。</p>	<p>現在の区画線（車道中央線）で交差点における通行の優先関係が明確であるため不採択（第1段階チェックで、④危険な状況にない箇所や利便性向上に関する工事に該当するため不採択）。</p>
<p>道路標識や道路標示の補修</p>	<p>法定外表示の設置や補修</p>
	
<p>現時点で著しい変状が認められず、視認性に問題が無いため不採択（第2段階チェックで、③早期対応の必要性が認められない工事に該当するため不採択）。</p>	<p>法令で定められていない道路標識や道路標示であり、警察が設置や管理を行うものではないため不採択（※管理者に御提案の引継ぎ等を行います、可能な限り事前に御相談ください）。</p>

5 提案から工事実施まで

(1) 提案の審査

皆様からの御提案は、工事担当部署で『審査基準ガイドライン』に基づき技術審査を行います。

審査基準ガイドライン

技術審査：行政(市町村も参加)によるチェック

第1段階チェック

- 工事の種別
- 公共性
- 工事の規模による仕分け

- 【安心・安全整備、インフラ長寿命化対策共通】
- ①京都府が管理する施設であるか。
(インフラ長寿命化対策は、道路、河川、港湾や交通規制施設のみ)
国や市町村等の管理施設に関する工事は対象外
- ②公共性のある工事であるか。
特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外
- ③単年度で実施できる小規模な工事であるか。
道路改良工事や河川整備工事など事業期間を要する大規模な工事及び建物の新築・大規模な改築工事は対象外 ※用地買収を伴うものは対象外
- 【安心・安全整備】
- ④安心・安全につながる工事であるか。
利便性向上は対象外
- 【インフラ長寿命化対策】
- ④施設の長寿命化向上につながる工事であるか。
草刈りなど効果が一時的なもの、不法投棄や占拠物の撤去は対象外
- ⑤他の事業で既に着手している又は他の事業の計画区間等に含まれ実施する見込みのある工事は、本事業では「他事業実施」として処理



第2段階チェック

- ①公共事業としての必要性
- ②技術上の適合性
- ③速効性

- 【公共事業としての必要性】
- (ア)公共事業としての必要性はあるか。投資効果は大きいのか。
- 【技術上の適合性】
- (ア)関係法令や構造基準、技術基準と適合しているか。
- 【速効性】
- (ア)早期対応の必要性はあるか。(緊急性によっては直ちに実施)
- (イ)占用者、周辺住民等との調整に時間が必要か。

審査結果の公表 工事実施・進捗状況随時公表

府民参加型公共事業委員会(公開)：有識者等からの意見聴取

- ◇提案採択、不採択に対する意見
- ◇事業結果に対する意見
- ◇事業制度に対する意見

■提案採択後の地域住民等との調整

提案採択後、地元調整等の段階で最終的に協力が得られないものは、実施不可とする場合があります。

(2) 審査結果及び進捗状況の公表 (<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>)

技術審査結果は、原則として、令和7年7月31日(木)までに京都府ホームページで公表し、提案者へ郵送又はメールでお知らせします。不採択となった場合は、希望者には電話でも御説明します。また、工事や設計等の進捗状況は、毎年7、10、1、4月に京都府ホームページで公表します。

(3) 府民参加型公共事業委員会 (<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/iinkai.html>)

技術審査結果や実施した工事の成果等は、有識者を交えた「府民参加型公共事業委員会」で意見を聴取し、次年度以降の事業改善に活用する予定です。

6 個人情報の取り扱い等

個人情報は非公表として、本事業の目的以外で利用いたしません。

御提出いただいた提案書は、受付窓口から工事担当部署に引き継ぎ、工事担当部署から内容確認等の御連絡をさせていただく場合があります。

7 道路、河川・港湾等の採択について

(1) 採択に当たって

京都府が管理する道路、河川・港湾等の採択については、京都府公共施設等管理方針の基本的な考え方に基づき、公共事業としての必要性等を確認し、以下のフローにより優先順位付けを行った上、各募集の予算の範囲内で採択します（1次募集で採択可能な予算の範囲、2次募集で採択可能な予算の範囲があります）。

なお、1次募集で御提案いただいた案件のうち、対象となる工事の要件を満たしていたものの、優先順位付けにより予算の範囲外となった案件については、採択を保留します。

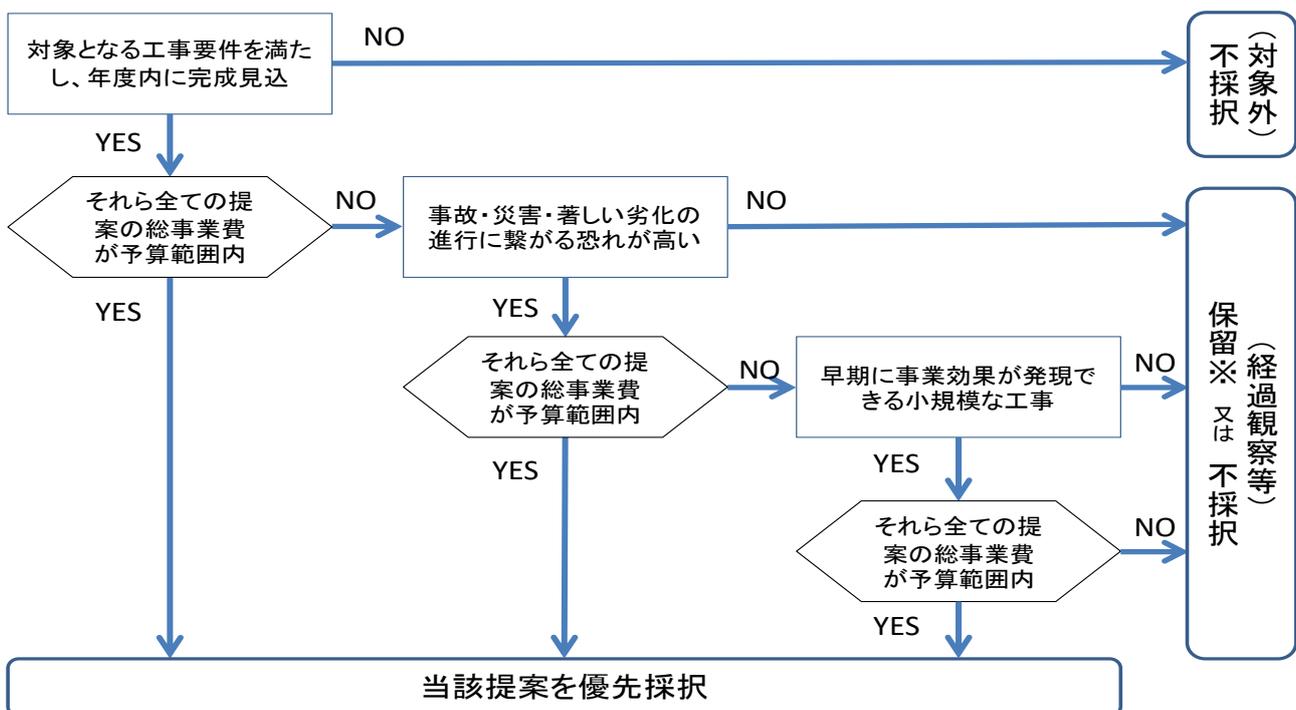
保留した案件については、提案者にお知らせするとともに、その他の御提案と併せて、2次募集で再度優先順位付けを行いますので、2次募集で改めて御提案いただく必要はありません。

ただし、最終的に2次募集の予算の範囲を超えた場合は不採択となります。

【京都府公共施設等管理方針の基本的な考え方（抜粋）】

老朽化が原因となる事故を未然に防止し、府民生活や経済活動を継続的に維持するとともに、地域創生の取組を進めて交流拡大を図るため、社会基盤の適切な整備や維持管理を実施し、府民の安心・安全の確保を図ります。（<http://www.pref.kyoto.jp/sisan/news/kanrihousin.html>）

(2) 安心・安全整備及びインフラ長寿命化対策の優先順位付けフロー



※保留は1次募集の提案のみ対象とします。保留した提案は2次募集と併せて採否を決定します。

※対象外、経過観察等はインフラ長寿命化対策の実施区分です。

8 受付窓口一覧

※電話、FAXによる御提案は受け付けておりません。

受付窓口	郵便番号	住所	電話番号
【京都市内】			
府民総合案内・相談センター	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町1号館1階	075-411-5000
京都土木事務所 企画・総務契約課	606-0821	京都市左京区賀茂今井町10-4	075-701-0106
【山城地域】			
山城広域振興局 総務防災課	611-0021	宇治市宇治若森7-6	0774-21-2101
乙訓地域総務防災課	617-0006	向日市上植野町馬立8	075-921-0183
田辺地域総務防災課	610-0331	京田辺市田辺明田1	0774-62-0173
木津地域総務防災課	619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-0051
乙訓土木事務所 企画・総務契約課	617-0006	向日市上植野町馬立8	075-931-2152
山城北土木事務所 企画調整課	610-0331	京田辺市田辺明田1	0774-62-0547
山城南土木事務所 企画・総務契約課	619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-9685
【南丹地域】			
南丹広域振興局 総務防災課	621-0851	亀岡市荒塚町1丁目4-1	0771-22-0422
園部地域総務防災課	622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0360
南丹土木事務所 企画調整課	622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0310
【中丹地域】			
中丹広域振興局 総務防災課	625-0036	舞鶴市字浜2020番地	0773-62-2500
綾部地域総務防災課	623-0012	綾部市川糸町丁島10-2	0773-42-0480
福知山地域総務防災課	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目91番地	0773-22-3901
中丹東土木事務所 企画調整課	623-0012	綾部市川糸町丁島10-2	0773-42-8763
中丹西土木事務所 企画・総務契約課	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目91番地	0773-22-5811
【丹後地域】			
丹後広域振興局 総務防災課	627-8570	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4301
宮津地域総務防災課	626-0044	宮津市宇吉原2586-2	0772-22-2700
丹後土木事務所 企画調整課	626-0044	宮津市宇吉原2586-2	0772-22-2143
【信号機等に関する受付窓口】			
川端警察署	606-8351	京都市左京区岡崎徳成町1	075-771-0110
上京警察署	602-8386	京都市上京区御前通今小路下る馬喰町692-1	075-465-0110
東山警察署	605-0862	京都市東山区清水4丁目185-6	075-525-0110
中京警察署	604-8804	京都市中京区壬生坊城町48-16	075-823-0110
下京警察署	600-8413	京都市下京区烏丸通高辻上る大政所町682	075-352-0110
下鴨警察署	606-8206	京都市左京区田中馬場町6	075-703-0110
伏見警察署	612-8384	京都市伏見区下烏羽浄春ヶ前町101	075-602-0110
山科警察署	607-8185	京都市山科区大宅神納町167	075-575-0110
右京警察署	616-8162	京都市右京区太秦蜂岡町31	075-865-0110
南警察署	601-8444	京都市南区西九条森本町39-2	075-682-0110
北警察署	603-8202	京都市北区紫竹東桃ノ本町25	075-493-0110
西京警察署	615-8236	京都市西京区山田大吉見町7・8合地	075-391-0110
向日町警察署	617-0006	向日市上植野町上川原5	075-921-0110
宇治警察署	611-0021	宇治市宇治宇文字2-12	0774-21-0110
城陽警察署	610-0121	城陽市寺田庭井25-1	0774-53-0110
八幡警察署	614-8071	八幡市八幡五反田37-8	075-981-0110
田辺警察署	610-0332	京田辺市興戸小毛詰1	0774-63-0110
木津警察署	619-0214	木津川市木津南垣外15	0774-72-0110
亀岡警察署	621-0805	亀岡市安町大池8	0771-24-0110
南丹警察署	622-0014	南丹市園部町上本町南2-5	0771-62-0110
綾部警察署	623-0053	綾部市宮代町宮ノ下6・7・8合地	0773-43-0110
福知山警察署	620-0882	福知山市宇堀小字上高田2108-3	0773-22-0110
舞鶴警察署	624-0853	舞鶴市南田辺9	0773-75-0110
宮津警察署	626-0041	宮津市宇鶴賀2151	0772-25-0110
京丹後警察署	627-0042	京丹後市峰山町長岡469-1	0772-62-0110

＜事業制度の問合せ先＞

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府 建設交通部 指導検査課 TEL：075-414-5228

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番地 3

京都府警察本部 交通部 交通規制課 TEL：075-451-9111（内線：5211）

9 電子申請フォーム (<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/teian.html>)

電子申請フォームは、京都府ホームページの「府政情報＞府民参画・意見募集＞府民協働型インフラ保全事業＞提案について＞令和7年度府民協働型インフラ保全事業の提案について（1次募集）」に掲載しております。

※スマートフォン等で御提案される場合は、以下のQRコードから直接電子申請フォームにアクセスいただけます（4月1日からアクセスいただけます）。電子申請フォームは、30分程度時間が経過しますと時間切れになり、最初から入力し直す必要がありますので、時間切れになる可能性があります。必ず一時保存いただきますようお願いいたします。



令和7年度府民協働型インフラ
保全事業の提案について（1次募集）



電子申請フォーム (<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?id=1741911409435>)

京都府管理施設に対する府民の皆様からの提案書

R7-1

～ 皆様にとって身近な安心・安全やインフラ長寿命化のために
必要な工事についてお寄せください ～

<御記入の際のお願い>

1. 本様式で「安心・安全整備」、「インフラ長寿命化対策」のどちらの提案も可能です。
御記入に当たっては、まず応募要領を御覧ください (<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/teian.html>) 。
2. 提案場所（提案区間）が同一の場合は、1枚の提案書で複数内容の提案が可能です。
提案場所（提案区間）が異なる場合は、提案書を分けてください。
3. 提案場所（提案区間）が特定できるように、地図や写真を添付してください（別紙可）。
4. 道路、河川・港湾等については、応募要領の「7 道路、河川・港湾等の採択について」を御確認の上、御提案ください。

施設区分	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川・港湾等 <input type="checkbox"/> 交通安全施設（京都府警察管理） <input type="checkbox"/> その他
------	---

提案場所	所在地	市 町 村	(市町村名は必ず御記入ください)
	施設名	範囲	(どこからどこまでなど、区間や範囲を御記入ください)

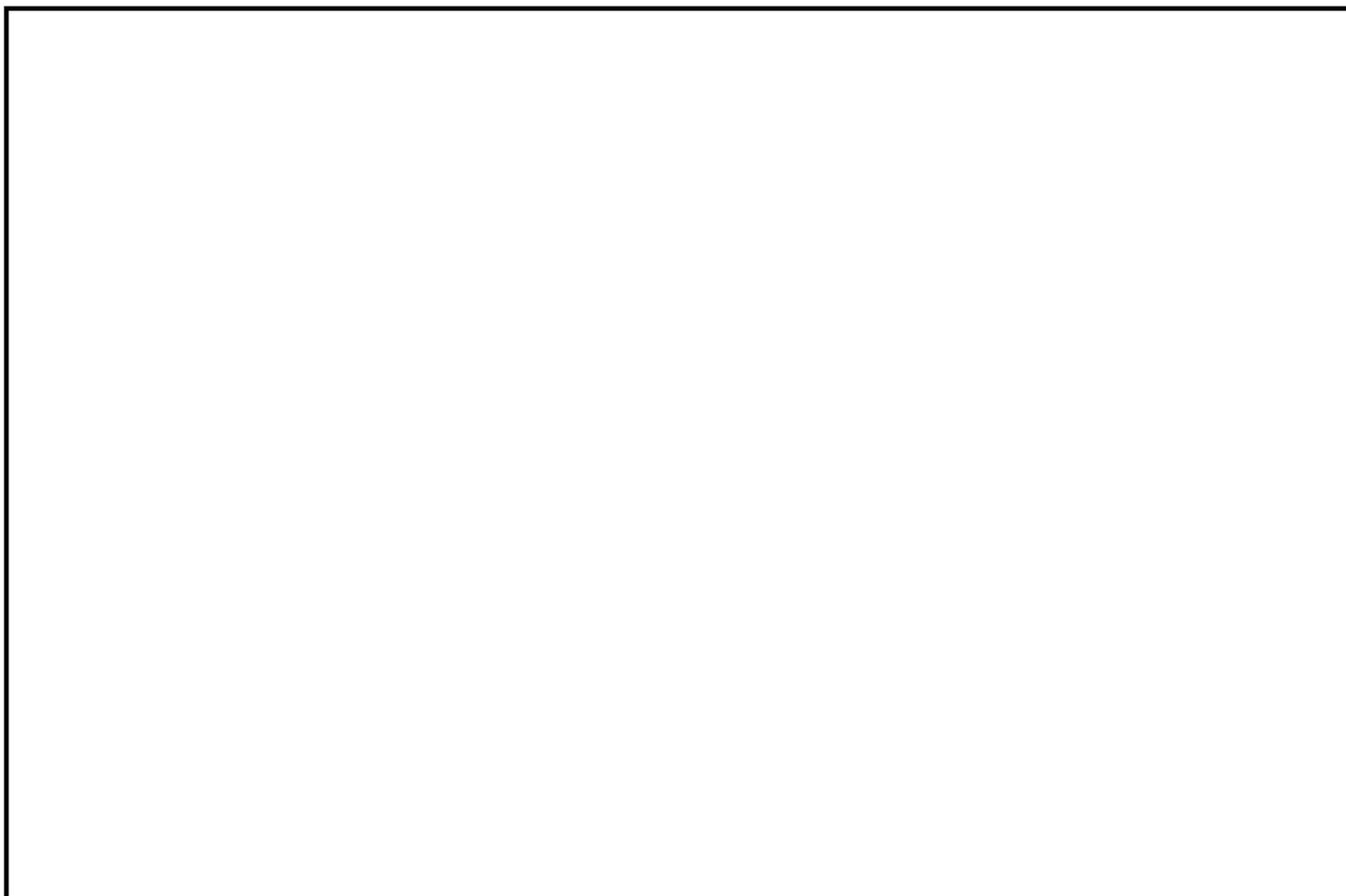
提案内容	①提案場所はどのような状態とお考えですか。（お困りの状況や危険な様子、施設の変化や劣化に関する皆様の気づきを御記入ください。応募要領に写真を掲載していますので参考にしてください。） （例1：道路が狭く交通量も多いため、子供達の通行や通学に危険を感じている。） （例2：歩道の段差が大きいため、車椅子の利用者や高齢者にとって危険である。）
	②どのような改善を行えば良いとお考えですか。（具体的な御提案をお願いします。） （例1：〇〇交差点から東へ10メートルほどの区間の道路の側溝に蓋掛けをして、歩行空間を確保してほしい。） （例2：〇〇交差点の横断歩道と繋がる歩道の段差を無くして、誰もが安心して出かけられるようにしてほしい。）

採択結果説明	<p>審査の結果、不採択となった場合は、その理由を文書でお送りします。</p> <p>希望者には電話でも御説明します。不採択となった場合に、電話での説明を希望しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい（電話での説明を希望する） <input type="checkbox"/> いいえ（文書・京都府HPでの結果公表が良い）</p>
提案経緯	<p>①提案内容に気付いた経緯について、該当する項目に✓を付けてください（複数選択可）。</p> <p><input type="checkbox"/> 自治会で意見が出た。 <input type="checkbox"/> 通行中に気付いた。</p> <p><input type="checkbox"/> 過去に事故が起きた（起こりそうになった）。 <input type="checkbox"/> 過去に災害で被害が出た。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（経緯を御記入ください： _____）</p> <p>②提案内容の御相談の有無について、該当する項目に✓を付けてください（複数選択可）。</p> <p><input type="checkbox"/> 自治会に相談したことがある。 <input type="checkbox"/> 市町村に相談したことがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 京都府（土木事務所など）に相談したことがある。 <input type="checkbox"/> いずれも相談したことはない。</p>
その他の意見	<p>自由意見（本事業に対する御意見を御記入ください。）</p>
提案者	<p style="text-align: right;">提案書提出日 2025年 月 日</p> <p>①提案者 団体名 _____</p> <p> 氏名 _____</p> <p> 年齢 <input type="checkbox"/> ~20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代~</p> <p> 職業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> アルバイト・パート <input type="checkbox"/> 主婦・主夫</p> <p> <input type="checkbox"/> 会社員／団体職員／公務員 <input type="checkbox"/> 自営業／自由業 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>②連絡先 〒 _____</p> <p> 住所 _____</p> <p> 電話番号 _____</p> <p> ※日中に御連絡が取れる電話番号を御記入ください。</p> <p> メールアドレス _____</p> <p> ※提案内容の確認や審査結果のお知らせのため、連絡先は必ず御記入ください。</p> <p> ※提案者が団体の場合は、代表者の方の連絡先を御記入ください。</p>

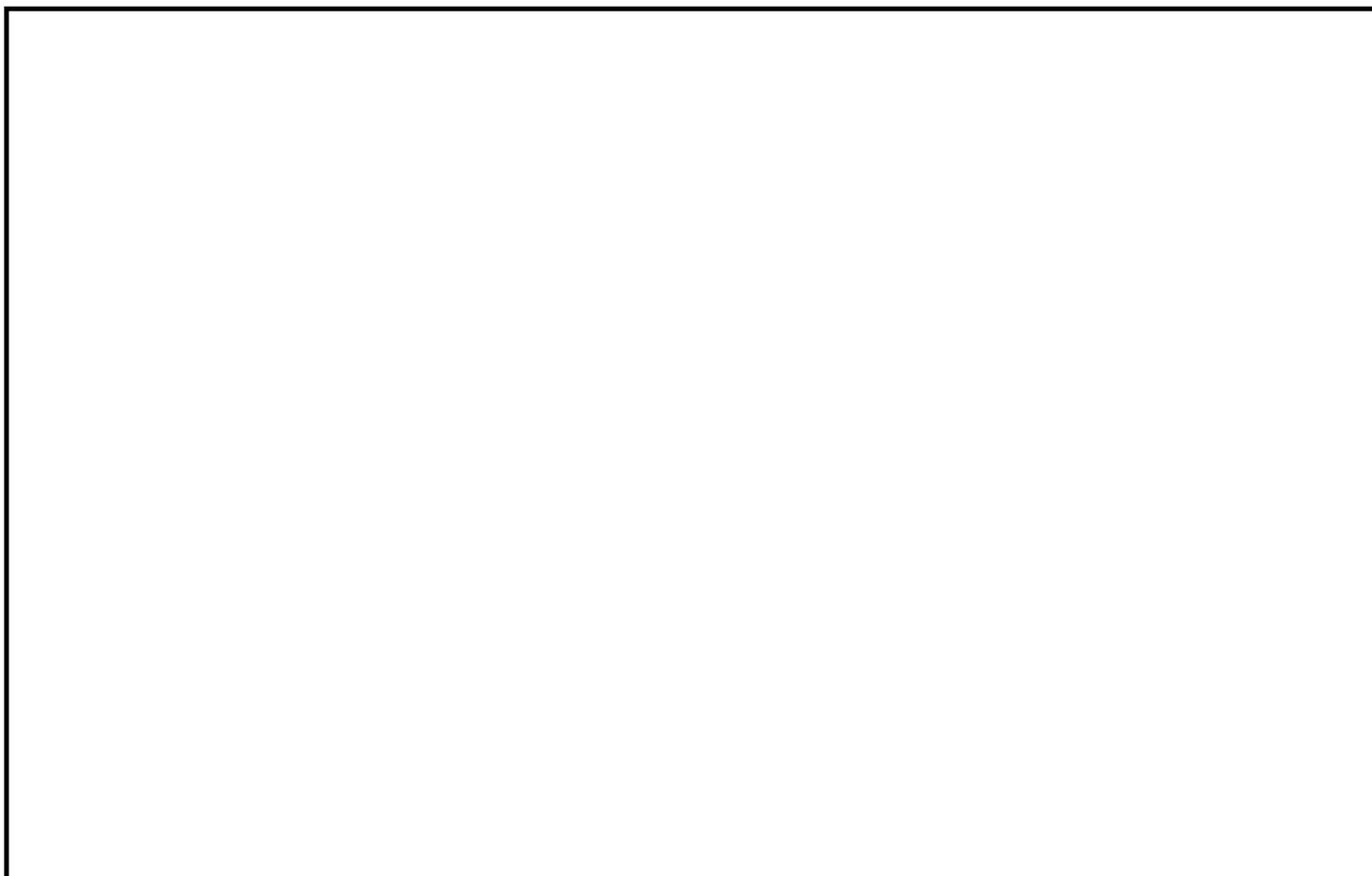
※以下の欄は記入不要です。

受付確認欄	提案区分	添付資料	提案書受付	担当課受付
	<input type="checkbox"/> 安心・安全整備 <input type="checkbox"/> インフラ長寿命化対策	<input type="checkbox"/> 提案書 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> 写真		

■提案場所の地図（地図を貼り付けてください）



■提案場所の写真（写真を貼り付けてください）



提案書記入要領

記入の際のお願い	<p>1. 御記入に当たっては、まず応募要領を御覧ください (https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/teian.html)。</p> <p>2. 提案場所（提案区間）が同一の場合は、1枚の提案書で複数内容の提案が可能です。 <u>提案場所（提案区間）が異なる場合は、提案書を分けてください。</u></p> <p>3. 提案場所（提案区間）が特定できるように、地図や写真を添付してください（別紙可）。</p>
施設区分	該当する施設にチェックを付けてください。
提案場所	<p>①所在地：市町村名は必ず御記入ください。分かる範囲で住所を御記入ください。 (例) ○○市 △△町 □□、◇◇の前、◇◇付近 など</p> <p>②施設名：提案する道路や河川・港湾等、交差点や建物などの名称を御記入ください。 <u>※提案する施設が対象施設が不明な場合は、受付窓口まで御相談ください。</u></p> <p>③範囲：工事を提案する箇所、区間、範囲（どこからどこまで）等を詳しく御記入ください。 (例) ○○交差点から東へ△△メートル、○○橋から△△方向へ□□メートル など</p>
提案内容	<p>①現在の状態：お困りの状況や危険な様子などを具体的に御記入ください。</p> <p>②提案の内容：どのような改善や修繕を行えば良いか、 どこからどこまでの範囲の改善や修繕が必要か、などを具体的に御記入ください。 <u>※用地買収を伴う御提案は、本事業では実施できませんので、御注意ください。</u></p>
採択結果の説明	<p>審査の結果、不採択となった場合は、その理由を文書でお送りします。</p> <p>それに加えて、希望者には電話でも御説明します。該当する項目にチェックを付けてください。</p>
提案経緯	該当する項目にチェックを付けてください。
その他の意見	本事業に対する御意見を御記入ください。
提案者	<p>①提案内容の確認や審査結果の説明に必要なため、<u>氏名、住所、電話番号は必ず御記入ください。</u></p> <p>②提案内容に関して連絡する必要があるため、<u>日中に御連絡が取れる電話番号を御記入ください。</u></p> <p>③自治会等の団体の場合は、代表者の氏名、住所、電話番号、メールアドレスを御記入ください。 <u>※個人情報は非公表として、本事業の目的以外で利用いたしません。</u></p>
必要資料	<u>提案書の他、提案場所（提案区間）が特定できる地図と写真を必ず添付してください（別紙可）。</u>
提案書の提出方法	<p>①提出方法：持参、郵送、電子申請（京都府ホームページを参照）のいずれかで御提出ください。 <u>※電話、FAXによる御提案は受け付けておりません。</u> <u>※郵送による御提案は令和7年5月30日（金）の消印まで有効とします。</u></p> <p>②受付窓口：応募要領の「8 受付窓口一覧」の最寄りの施設に御提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川・港湾等に関する御提案 … 最寄りの各土木事務所 ・信号機等に関する御提案 … 最寄りの各警察署 ・その他の施設に関する御提案 … 最寄りの各広域振興局など
その他	この内容は令和7年3月末時点のものであり、都合により変更する場合があります。

身近な『気付き』で、インフラの長寿命化を！ “令和7年度『府民協働型インフラ保全事業』の1次募集を開始”

(1次募集の締切は、2025年(令和7年)5月30日(金)までです！)

1. 府民協働型インフラ保全事業とは？

京都府では、府が管理する道路・河川・建物などについて、日頃から道や川の近くを通ったり、建物を使ったりしているみなさん一人ひとりの「ここがこうなったらもっと安全に使える！」「舗装のひび割れが大きくなってきた！」といった身近な気付きを提案していただく新しいスタイルの公共事業に平成21年度から取り組んできました。

平成30年度から現在の制度にリニューアルしており、募集回数を従来の年1回から年2回に増加し、ホームページ上で進捗状況を公表するなど、府民の皆様との協働環境の充実を図っています。

今年度も募集を開始し、皆様の身近な「気付き」をより一層、地域の安心・安全やインフラの長寿命化に活かしてまいります。

2. 事業の流れは？

府が管理する道路・河川・建物などの施設について、府民の皆様から提案いただいた身近な改善箇所を現地でしっかりと確認し、厳正な技術審査を行い、地元調整をしながら工事を進めていきます。なお、ホームページ上で事業の進捗状況も公表します。また、不採択となった提案や採択した事業の効果について、有識者を交えた府民参加型公共事業委員会で意見を聴取し、事業の改善検討に活用します。



3. どんな事業が対象になるの？

(1) 安心・安全整備

身近な安心・安全に繋がる小規模な工事

- ・道路側溝の整備、ガードレールや転落防止柵の設置、歩道の段差解消や舗装整備 など
- ・河川を阻害している樹木の伐採、著しい堆積土砂の浚渫、崩れた河川護岸の改良 など
- ・信号機の新設や改良、道路標識や横断歩道の設置 など

(2) インフラ長寿命化対策

インフラの老朽化や劣化に関する府民の皆様のご気付きを教えてください。必要に応じて調査や修繕を実施し、インフラの適正な維持管理に繋がります。調査の結果、「経過観察」とする場合があります。

- ・舗装が傷みはじめた
- ・橋や照明柱のサビがひどくなってきている
- ・排水ますや側溝などに土砂がたまっている など

4. 提案するときの留意点は？

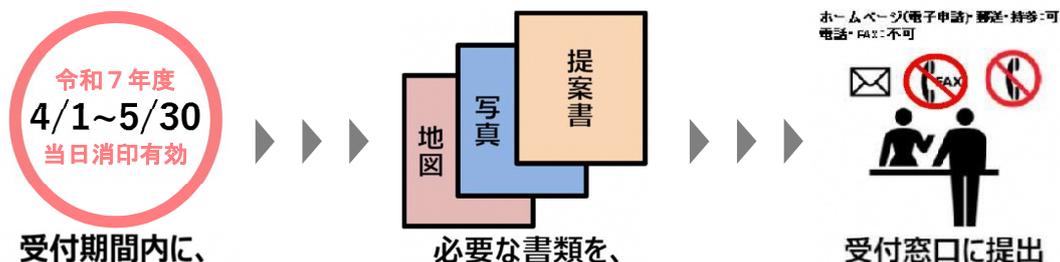
- (1) 京都府が管理していない道路・河川・建物などは、提案の対象になりません。
- (2) できる限りたくさんの方の声を活かすため、完成までに何年もかかる大規模な工事や個人の利益のための工事など、この事業の趣旨に合わない提案はお受けできません。
- (3) 予算に限りがありますので、提案された内容が全て採択される訳ではありません。
- (4) 詳しくは、お近くの京都府の土木事務所等にお問い合わせください。

5. 提案はどうすればいいの？

所定の提案書に必要事項を記入し、各広域振興局の総務防災課などに提案（郵送可）します。

1次募集の受付期間は、2025年(令和7年)4月1日(火)～5月30日(金)までです。

詳しい応募要領や提案書は、各広域振興局の総務防災課や各土木事務所に置いているほか、京都府のホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/teian.html>) にも掲載していますので、ご覧ください。



6. 事業や制度の問い合わせ先

京都府 建設交通部 指導検査課 TEL: 075-414-5228

『府民協働型インフラ保全事業』の採択事例

護岸の修繕



河川護岸が崩れかけており、危険な状態



コンクリートブロックで改良を実施

舗装の修繕及びラインの引直し



舗装がひび割れ、ラインが消えている



舗装の改良及びラインの引直しを実施

『府民協働型インフラ保全事業』の不採択事例

下記のような提案は不採択となりますので、応募要領やホームページをご確認の上、ご提案をお願いします。

壊れた取水施設の復旧



取水施設は、京都府が管理する施設ではないため

T字交差点にカーブミラーを設置



市道から府道に出る際のカーブミラーは、市道のために必要な施設であるため、その管理者が設置